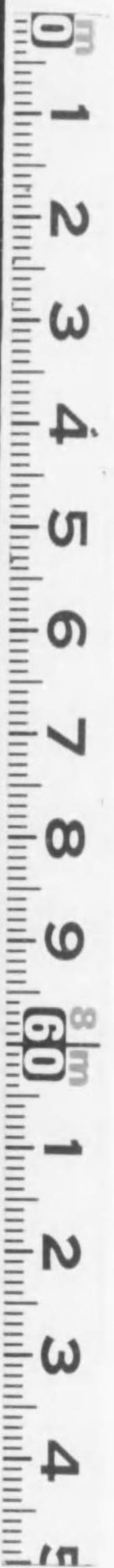


始



特
3

明治二十九年十一月出版
明治三十年三月増訂再版

兵卒教授書

全

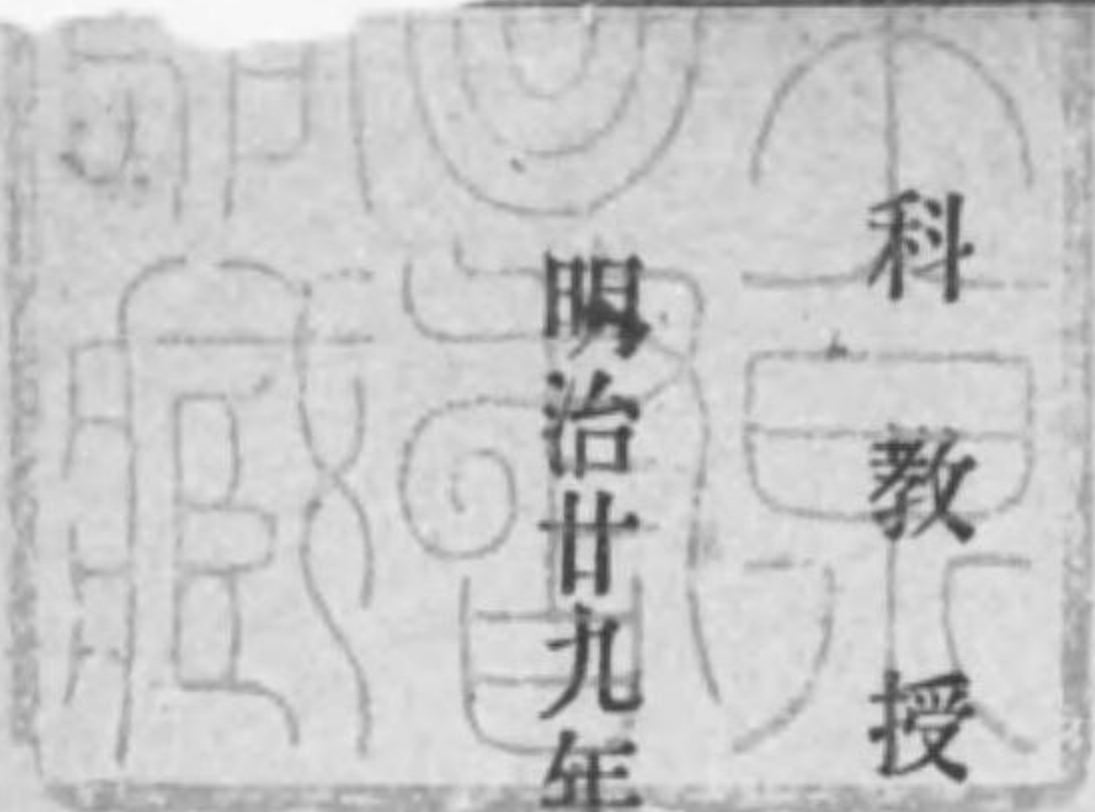
姫路 近藤喜保藏版

兵卒教授書ヲ編纂シ以テ學

科教授者ノ資トス

明治廿九年十一月

余語征信



特

3

特29

340

兵卒教授書

第一篇 總論

第一章

軍人精神及德義

一一二

第二章

武官ノ班次及階級

一六〇

第三章

上位ニ對スル尊稱

一六三

第四章

歩兵隊ノ編成

一六四

第五章

上官ノ官姓名

一六六

第六章

兵種區別

一六七

第七章

軍隊諸部識別

一七〇

第八章

師團ノ番号及位地

一七〇

第九章

陸軍敬禮式

一七三

第十章

起居ノ心得

一七二

第十一章

物品ノ裝置

一八二

一八六

山崎武元十一日
兵卒教授書
第一章 總論
軍人精神及德義
武官ノ班次及階級
上位ニ對スル尊稱
歩兵隊ノ編成
上官ノ官姓名
兵種區別
軍隊諸部識別
師團ノ番号及位地
陸軍敬禮式
起居ノ心得
物品ノ裝置

〇11

特 3

第四章	服裝規則	八八
第五章	服裝及武裝注意	八九
第六章	非常警報	九二
第七章	武器裝具ノ名稱	九三
第八章	銃ノ分解及結合	九四
第九章	銃ノ保存	一〇一
第十章	檢査	一〇六
第十一章	使役	一〇七
第十二章	外出ノ定則	一〇八
第十三章	休暇規則	一〇九
第十四章	褒賞	一一〇
第十五章	勳章ノ種類及起因	同
第十六章	疾病	一一二
第十七章	陸軍刑法摘要	一一四

第十八章	懲罰令摘要	一一六
第十九章	衛兵勤務	一一八
第三篇		
第一章	地物利用	一二一
第二章	方位學	一二四
第三章	地形ノ識別	一二五
第四章	前哨	一三〇
第五章	行軍	一四二
第六章	行軍前及行軍中ノ注意	同
第七章	徵候記号暗号	一四八
第八章	宿營	一五一
第九章	射擊ノ摘要	一五三
第十章	距離測量	一五九
第十一章	定語	一六三

第十二章 歩兵工作摘要
第十三章 傳令使ノ心得

附 録

第一款 野外要務令摘要
第二款 赤十字社條約解釋
第三款 歩兵操典摘要
第四款 歩兵工作ノ摘要
雜 則
創傷手当法

一六五
一六九
一七三
一七一
一七七
一九三
二〇二
二〇三
二〇五

第一篇 第一章 總論

大日本帝國

大日本帝國トハ我々が生活シテ居ル處ノ獨立不羈ノ立派ナル土地ニテ日本人民カ一同ニ力ヲ協セテ組織シ大昔ヨリ 忝モ皇統一系ノ 天皇陛下カ支配シ下サル處ノ此ノ神聖ナル御國ヲ申シマス

日本人民

右ノ日本國ヲ組立テ共ニコレヲ保護ル所ノ倭魂ヲ持テナルモノハ皆日本人民テアリマス

兵 役

我人民ハ一同ニ此日本國ヲ保護テ行カナイモノハナイシカシ其中テ直接ニ之ヲ保護モノハ吾々兵役者デアリマスソレ故ニ我國ノ人ハ皆兵役ニ服サナケレハナラヌ一ハ猶租稅ヲ出ス義務アルト同シテ決シテ法律ノ爲

メニ仕方ナシニ服スル者デハナイ國民タルモノ、義務トシテ服子ハナラ
ス當前ノ義務デアリマス然レモ重罪刑ニ處セヨレタルモノヤ不具癡疾者
ハ兵役ニ服スル權理ハアリマセン

兵役ニ四種アリ常備兵役(現役豫備)後備兵役

兵役ニ四種アリ常備兵役(現役豫備)後備兵役、補充兵役(第一第二)國民
兵役(第一第二)ト云フ

問 常備及後備兵役ノ年限ハ

答 常備兵役ハ現役三年豫備役四ケ年四ケ月後備役ハ五ケ年ナリ

問 補充兵役ハ

答 第一補充兵役ハ七年四ケ月ニシテ教育ノ爲メ初年ニ百五十日以内召
集セラル第二補充兵役ハ一年四ケ月ナリ

問 國民兵役ハ

答 第一國民ハ後備役及第一補充兵役ヲ終リタルモノ四十歳ニ至ル迄之
ニ服シ第二國民兵役ハ他ノ兵役ニ服セサル全國ノ男子滿十七歳ヨリ
四十歳ニ至ル迄之ニ服ス

軍人

兵役者スナハチ吾々ノ様ナ刑罰等ノ耻辱ヲ受ケタルト無ク國民タルモノ
、權利ヲ有テ居リシカモ國家ヲ護ルニ堪ル強壯ノ体格ナルモノヲ軍人ト
云フ誠ニ名譽ナル義務ニ服スル者デアリマス

軍隊

我日本軍人ノ結團ニシテ外ヨリ來ル敵ヲハ打チハラヒ國家ヲ保護シ
皇威ヲ發揚シ内國ノ秩序ト安寧ヲ維持スルニ足ル爲ノ萬人カ一人ノ心ト
同シト云フ様ナ一致シタル強キ結團ナ云フ

軍旗

聯隊旗ノコニテ只一片ノ絹布ト一等ノ棒ト思フヘカラス我等聯隊ノ名譽
 ト我日本ノ威光トヲ表ハス大切ナル標章ナリ故ニ吾々ハ軍旗ニ向テハ最
 モ丁寧ナル敬禮ヲ盡シ如何ナル場所テモ如何ナル危難ノ場合テモ之ヲ認
 ムレハ安心立命ノ目標トナシ其身ヲ處置セテハナラス

問 軍旗ヲ守護スルノ決心如何

答 軍旗ハ聯隊ノ精神ト同シモノナレハ若シ之ヲ敵ニ取レタルトキ
 ハ聯隊カ死シタト同シヲアリマス故ニ其耻辱ハ千年経テモ決
 シテ消エマセン又如何ナル手功ヲ立テ、モ之ヲ償フコト出来ヌ
 モノテアリマスソレユヘ吾々ハ如何ナ艱難ニ遇フモ身格カ粉ト
 ナルモ一心ニ之ヲ護ラテハナラス

○各聯隊軍旗御授與年月日ハ左ノ如シ

近衛歩兵第一聯隊ハ	明治七年一月廿三日授與
同 歩兵第二聯隊ハ	全 上
同 歩兵第三聯隊ハ	明治十八年十月廿七日授與
同 歩兵第四聯隊ハ	明治二十年五月廿四日授與
師團歩兵第一聯隊ハ	明治七年十二月十九日授與
同 歩兵第二聯隊ハ	全 上
同 歩兵第三聯隊ハ	全 上
同 歩兵第四聯隊ハ	明治八年九月九日授與
同 歩兵第五聯隊ハ	明治十一年十二月廿九日授與
同 歩兵第六聯隊ハ	明治七年十二月十九日授與
同 歩兵第七聯隊ハ	明治八年九月九日授與

同 歩兵第八聯隊ハ 明治七年十二月十八日授與
 同 歩兵第九聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第十聯隊ハ 明治七年十二月十八日授與
 同 歩兵第十一聯隊ハ 明治八年九月九日授與
 同 歩兵第十二聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第十三聯隊ハ 明治八年九月九日授與
 同 歩兵第十四聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第十五聯隊ハ 明治十八年七月廿一日授與
 同 歩兵第十六聯隊ハ 明治十七年八月十五日授與
 同 歩兵第十七聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與
 同 歩兵第十八聯隊ハ 明治十七年八月十五日授與
 同 歩兵第十九聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與

同 歩兵第二十聯隊ハ 明治十八年七月廿一日授與
 同 歩兵第二十一聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與
 同 歩兵第二十二聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與
 同 歩兵第二十三聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第二十四聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第二十九聯隊ハ

我軍旗ノ履歴

我軍旗ハ明治七年十二月十八日東京宮中ニ於テ
 天皇陛下陸軍卿山縣有朋ニ親授シ玉ヒ 勅語ヲ賜フ後同月三十
 日大坂ニ於テ聯隊長陸軍中佐茨木惟昭ニ授ケ 勅語ヲ傳フ
 勅語 歩兵第十聯隊編制成ルヲ告ク依テ其隊旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力

同心シテ益威武ヲ宣揚シ以テ我帝國ヲ保護セヨ

司令官奉答

天皇陛下臣等ニ命シ第十聯隊ノ軍人ニ授クルニ軍旗ヲ以テセシム重臣軍人ト共ニ誓テ死力ヲ竭シ報効スル所ヲ圖ラントス

聯隊長奉答

敬テ明勅ヲ奉ス臣等死力ヲ盡シテ國家ヲ保護セン

第二章 軍人精神

我軍人ノ精神ハ特有ナル倭魂 即チ忠君愛國ノ志操ニシテ勅諭ノ五ヶ條テアリマス

勅諭

勅諭トハ天皇陛下ヨリ我々軍人ニ諭シ玉ハリタル難有思召テアリマス故ニ軍人タルモノハ必ス之ヲ諳ニ覺ヘ置カ子ハナラヌモノテアリマス

問 勅諭五ヶ條トハ如何

答 軍人ハ忠節ヲ盡ス本分トスヘシ軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシ軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ軍人ハ信儀ヲ重スヘシ軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ此ノ五ツ、デアリマス

問 軍人ハ忠節ヲ盡ス本分トスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ御上ニ忠儀ヲスルコトヲオモナルハツトメト、セチハナラナイト云フコトス

忠儀ト申スコトハ子が親ニ孝行スルト同シ譯テ

天皇陛下ノ御恩ヲ報シマスル爲ノ義理デアリマス

問 軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ敬禮ト行儀ヲ正シクセチハ、ナラナイト、云フコトデアリマス

禮ト申スハ上ノ者ヲ尊敬^{うやまつ}テ儀ト申スハ敬^{うやまい}ノ志^{こころ}ヲ外^{そと}ニアラハス行儀^{ぎよ}テアリマス

問 軍人ハ武勇ヲ尙フヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ勇氣^{ゆうき}カ大切^{たいせつ}テアルト云フコトアリマス

勇氣ト申スハ大勢^{おほせい}ナ敵兵^{てきへい}テモ懼^{おそ}レマセス又僅^{わづ}カナ敵兵^{てきへい}ヲモアナトリ

マセント云フ猛^{たけ}ク勇^{いさま}シイ氣象^{きせう}テアリマス

若^{わか}盛^{さか}ノ氣象^{きせう}テ人ト争鬪^{そうどう}チシタリ乱暴^{らんぼう}ナリナスルハ軍人ノイヤシムハ

キ小勇^{せうゆう}ト申スモノテコレハ武勇^{ぶゆう}トハ申サレマセヌ

問 軍人ハ信儀^{まことぎ}ヲ重^{おも}メスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ信^{まこと}ト義理^{ぎり}カ大事^{だいじ}テアルト云フコトアリマス

信^{まこと}トハ自分^{じぶん}カ言^いフコトハ間違^{まちが}ヘヌ様^{よう}ニヤツテ行^ゆクコト義理^{ぎり}トハ自分^{じぶん}カ務^{つとめ}ヲ勤^{はたら}クテ行^ゆクコトアリマス

問 軍人ハ質素^{しつそ}ヲ旨^あトスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハツマシイコトヲ第一^{だいいち}トセテハナラナイト云フコトアリマス

驕^{おご}ツタリ華美^{はび}ナリチスルハ質素^{しつそ}テハアリマセヌ

五^ごヶ條^{じょう}ノ御訓^{ごしん}ヲ守^{まも}テ行^ゆクニハ何か^{たいてい}カ大切^{たいせつ}ナリヤ

問 誠心^{まことこころ}ト申スノカ大切^{たいせつ}テアリマス

答 誠心^{まことこころ}ト申スハイヤケナイ真直^{まうす}ナ正^{ただ}シイ心^{こころ}テアリマス

天皇陛下が軍人どもにおさとし
 なさるみことなり
 我國の軍隊は
 わの日本國
 の、軍隊と
 世々天皇の
 代々天皇
 統率し給
 座に即かせられて
 天皇はくらいに、
 天下をろしめ給ひ

勅諭
 天皇陛下が軍人どもにおさとし
 なさるみことなり
 我國の軍隊は
 わの日本國
 の、軍隊と
 世々天皇の
 代々天皇
 統率し給
 座に即かせられて
 天皇はくらいに、
 天下をろしめ給ひ

一より 天下を、をんをさ 二千五百有餘年と經ぬ 二千五百年

トだいを 此間 この二千五百 世の様の せけんの 移り換る

に隨ひて うつり、かわ 兵制の 兵のたて 沿革も かもりた、

亦屢なりき またたびく 古は天皇躬づから 下のごとふんに

軍隊を率ゐ給ふ 軍隊を、ひきつれて 御制にて ありまゑて

時ありては ときに、 皇后 皇太子の 若きみさまが

代らせ給ふまともありけれど おんかわりを、なささた 大凡

兵權を たいてい、兵をつか 臣下に けらい 委ね給ふまとは

なかりき おんまかせなされたこ 中世に至りて なかごろの、じだ

文武の制度 文と武、兵のまどに、かゝりあわぬすべてのこと武とい、

皆唐國風に倣はせ給ひ みな、からのくにの、ふ 六衛府を置き

うこんを、さまんを、うるもん、さるもん、うひやうを、さ 左右馬寮を

ひやうを、という、六つの兵を、つかさどるやくばをおき 防人など

建て さまりよう、うまりよう、といふ、 兵制は整ひたれども 兵のた

設けられしあは 兵制は整ひたれども 兵のた

は、そのの 打續ける昇平に狙れて うちついで、よめた 朝廷

ふたけれど 朝廷の政務も てふてい 漸文弱に流れければ だんくみやびな

なりた 兵農 へいのふ 兵士となるものと農 いじむきも どのづから二に分れ いせん

つにわ 古の徴兵は むせへてふへい 徴兵とて、すべてじんみんな、みなめされて兵と に二た

かされて なるまどなり、むかーのこの徴兵と、いふものい

いつとなく いつの 壯兵の装に變り まにか 壯兵とは、ねがうて、なりた

の、すのた ついに 遂に武士ととなり 武士ととたいく、兵となるまどが

にかはりて りをつとめと、するものなり、まの武

士といふも 兵馬の權は 兵馬の權は 兵を、つかさど 一向に其武士どもの る、けんりは

の、なりて る、けんりは 一向に其武士どもの

棟梁たる者に歸 一さい、その武士どもの、かーら 世の亂と共

に せけんのみだれ 政治の大權も くにを、おさめて、ゆくまゐる

亦其手に落ち またその武士どもの、かーらの 凡七百年の間

あらず の、てのうちに、おちてーまい

年たつあいだ 武家の政治とはなりぬ 武家ものいへ、せいじ

世の様の移換りて せけんのようなすの 斯されるは かように、な

人力もて挽回すべきにあらずとは云ながら ひどの、ちから

かへす、まとはでき ひどつには、わがくよ 且

ぬとは、いひながら のすがたに、そむき 且

は我祖宗の

またひとつには、わが、ごせんぞさまの

御制に背き奉り

おんきまりにそむきて

淺間しき次第まりき

なげかわしい

降りて

よのたんとくど

弘化嘉永の頃より

弘化や嘉永といふねんがうの、ころから

徳川の幕府

幕府とは武家のせ

いじを、するやくばのみと

其政衰へ

そのせいじが、ゆきどいかわようになり

剩へ

そのうへ

外國の事も起りて

よそのくに、すなはち、せいようのくにどの、かよりあいが、をこりて

其侮とも受けぬべき

そのよその國の、けいべつまでうけるような

勢に迫りければ

ばあいに、せ

朕も

朕とは天皇陛下の、わががと、ごじぶんの、ことを、あうせらるゝなり

皇祖仁孝

天皇

おほぢのみまどにおあたりなさるゝ仁孝天皇さまと、もおすおんかたや

皇考孝明天皇

ちうちうのみ

おあたりなさるゝ、孝明天皇様と申す、おんかたの

痛く宸襟と

きつく、おんあゝるを

惱し給ひ

ころ

おんいため、な

忝くも又惶けれ

かたつけないわけで、またおそれをほい、いだいでござる

然るに

朕幼くして

今上天皇陛下が、またお

天津日嗣と

受けし初

天皇の御位に、おつ

征夷大將軍

昔の大將のやくめのなま

いふ

其勢權を返上し

大名小名

大名も小名も

其版籍を奉還し

そのりようぶんを

年を経ずして

一年もたゝぬうちに

海内一統の世となり

日本中の、天皇陛下の、おんてひとつで、すべてをいで、なさるゝようになりて

古の

制度に復しぬ

むかしのかんきまりどふりに、かへりたり

是文武の

まれの文のはうにかへりたものや武

れはうに、かへりたもれ

忠臣

ちうぎなる

良弼ありて

よいたすけになるもれがありて

朕を補翼せる

今上天皇陛下ををたすけもふりたる

功績なり

てのら歴世祖宗の

だいしくれでせんぞさまれ

専蒼生と

いちすに人民どもを

憐み給ひ

御遺澤なり

といへとも

あわれみたまふて、をんれこいなされた、ごをんとはいふもれ

併我臣民の

一か

わがごけらひ人民どもが

其心に

めいしくあ

順逆の理

順とは一たがふこと逆といさからふ

まど、その辨へがつて

大義の重きと

かみのために、ぎをつくすがたいせつなるよとを

知れるが故にまろあれ

まりてをりたればよそできたわけである

されば此時に

於てらまのときにをいて

兵制を更め

兵のたてか

我國の光を耀

さんと思ひ

わがくにの、ひかりをますくしてりがごやく、ようにせんとをもひ

此十五年の程に

明治元年より、十五年までの、あいたに

陸海軍の制とば

りくぐん、かいぐんの、たてかたをば

今の様

に建定めぬ

只今のよう、きめたわけである

夫兵馬の大權は

いつたひ、へいをつかさどる、とまろの

けん朕が統ぶる所なれば

天皇陛下が、すべくくりて、かいでなさるゝ、とまろなれば

其司々

とまろ それくくのや 臣下には任すなれ けらいどもに、おまかせなさるゝわけ

其大綱は そのをもの 朕親之を攪り 天皇陛下の、ごトぶ 肯て臣 んにおとりなされて

下に委ぬべきものにあらず けつて、ごけらひに、をま 子々孫 かせ、なさるゝものでな

々に至るまで ご一そんに 篤く斯旨を傳へ とくと、このご 天 まゆいをつたへ

子は文武の大權を 天皇陛下は、文と 掌握するの義を存 にぎ

かいでなさるゝ 再中世以降 かたごうせい 如き ふたごび、なかごろーだう 失體 い、まのかたのようなる

わけあいをもつて なからんま とを望むなり くにの、すめたを、うーなふよう 朕は汝 な、ことのないよふに、のぞむ

等軍人 らぐんじん 大元帥 たいげんすい なるぞ 天皇陛下は、そちら軍人 されバ朕は ものそうたいーやうである

汝等 なごら 股肱 ここ と頼み されば天皇陛下は、そちら軍人 汝等は ゝや、ひぢのようになよりに、おもふぞ

朕 みづか と頭首 かぶ と仰ぎてぞ そちどもは天皇陛下を 其親 そのしたご は特に深 か

るべき うのなかよいまゝるり、かく 朕 みづか が國家 こくが を保護 ほご して 天皇陛下

べつに、ふかいわけである 上天 あまのつみ 代 よ 恵 めぐみ に應 こた じ てんの、ねんなさ 祖宗 そそう 代 よ 恩 おん に

ごせんださま 報 かへ ひま い いら する事 を おむくひなさ 得 え る も 得 え ざる

の、ごをんに 汝等軍人 なごらぐんじん が みなら 其職 そのしやく を盡 つく す と 盡 つく さ ざる

とに由るぞか、ろのまよふんをつくす我國に稜威わがくにいふふが

振はざるまどあらば、ふるはぬようなこと汝等能くなんぢらよく、朕と

其憂を共にせよ、天皇陛下とそのうれひ我武維揚りてわがくにの兵力つよく

さかんに、其榮を耀さば、そのほまれ外國へ、朕汝等と其譽を偕とも

にすべし、天皇陛下と、ろちどもと、ろのよいひよ汝等皆其職を守みな

り、ろちども、めひく、の朕と一心になりて、天皇陛下とひとつ

力を國家の保護に盡さば、ちからを、くにをまもる我國に蒼生わがくに

わがくにの、わがくにの永く太平に福を受け、いつまでも、をさまるみ我

國に威烈は、わがくにの大に世界に光華としなりぬべし、大

世界の、ひかりと、天皇陛下と、かよ汝等軍人よ望のぞ

むされば、そちら軍人に、おんのぞ猶訓諭すべき事ありあれ、なほ

い、きかせらる、い、きかせらるいでや之を左に述べむ、さておれから、をへきか

べるで、せらるごと、ひだりにの

あろふ、あろふ

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし、軍人と、いふもれば朝廷

へちうぎをつくすれを、

おもものつとめと 凡生を我國に稟するもの すべて、いれちを、わが日
せねば、ならん 本國で、うけて、をる者は
誰かは國に報ゆるの心なめるべき たれが、くにれでおんを、お
くらんとおもふまゝうろがな

かるまい、だれで 況して軍人たらん者は 是れうへ、軍人と 此心
もその心とある なりたるものと

の固からでは このくに、むくゆるの、 物の用に立ち得べし
まゝうろが、かたくなくては

とも思はれず ものうようにたど 軍人にして報國の心堅固な
うとはおもわれぬ

らざるは 軍人でありて、國にむくゆるの 如何程技藝に熟し どれ
まゝうろが、かたくないとさきと

よぐでま 學術を長ずるも かくうわのよ 猶偶人にひとしめる
くできても

べー てふと、にんぎよふ 其隊伍も整ひ くのたいもよ 節制も正
とをなじまとしてある

くとも きまじりかたの 忠節を存せざる軍隊は ちふぎの、まゝうろ
たいくして

い 事に臨みて まどの、をありたると 烏合の衆に同あるべし
きに、さしかりてい

からすのむれとおなじ、よふなる、おはせいの、あつ 抑國家を保護し
まりにて、めひくのころでまじりつつかぬ

ろもくく 國權を維持するは かくけんとは、そこれくにてもをな
にをまもり じかたをならべてゆく、く玉のけんち

のまどを、いうなり、このくにの 兵力にあれば へいの、ちからで、ま
けんりを、つなぎたもつてゆく

兵力の消長は へいの、ちからの、おどろ 是國運の盛衰するま
へると、さかんなる、とは

とを辨へ 世論に惑はず

よのひとが、どうゆふ 政治に拘らず 只

々一途にたゞ、己が本分の忠節を守り

義は山嶽よりも重く 死は鴻毛よりも軽くと覺悟せよ

死は鴻毛よりも軽くと覺悟せよ

其操を破り 不覺を取

汚名を受くるなけれ

一軍人は禮儀を正しくすべし

人には上元帥より 下一卒に至るまで

其間に官職の階級ありて

統属するれみならず

同級として

新任の者は

服従すべきものぞ

は、さうのうた **上官**に命を承るまじと 上の人の、いふつ **實は直に**

は、さうのうた **朕が命**を 天皇陛下の **承る義なりと心得よ** うけたまはるに

おなじわけである **己も隷属する所**にあらずと じぶんがついておるところ

心ろゑねば、ならぬ **上級の者は勿論** は、いふまでもなく **倅年の己より舊**

きもの **に對しては** ねんげんの、じぶんより **總べて敬禮を盡**

すべし すべて、けいれいをつくさねば、ならぬ **又上級の者は** また、さうの **下級の**

者に向ひ さうのうたのも、いさゝか **聊も輕侮驕傲の** 少しでも、あなどりかろんじたり、をどりたかぶ

るよ **振舞**あるへからず 「かたが、あり **公務の爲に** を、やけの、つとめを、な

ふな **威嚴**と **主とする時は格別**なれども そのやくがらに、ついで

をもとするときは **其外は務めて懇に取扱ひ** そのはぬの、ときなら

かくべつなれども **慈愛**と **專一と心掛け** なさを、かけて、かわいがる

おつかふて **上下一致**して かみのものも、しものもの **王事に勤勞**せよ 朝廷の

はねをれる **若軍人**たるものにして もし軍人と、な **禮義**と **素**り

ようにせよ **上**と **敬**はず 上の人を、た **下**と **惠**まらずして 下のもの

みだしたり **上**と **敬**はず いせつにせず **下**と **惠**まらずして になさけ

を、かけら **一致の和諧**と 一つこころになりて、な **失ひたらんには**

すして **雷に軍隊の毒**たるのみか たゞぐんをいひ、よく **むし、ばかりではない**

どきにと **國家の爲めにゆる** 難 **罪人なるへ**

つみびと **一軍人は武勇を尙ふへし** 軍人たるもの、ゆる **夫武勇は我國**

にては **古よりい** むかしから **貴**

所なれば **我國の臣民たらんもの** わがくにの、ト

るどよるなき **敵に當るの職なれば** あたる

んじん **戦に臨み** せんろうの、バ **敵に當るの職なれば** あたる

やくめ **片時も武勇を忘れてよかるへきか** すまの、あいだでも

なれば **武勇には大勇あ**

まうか、けつて、それ **武勇には大勇あ**

をわすれては、すまぬ **武勇には大勇あ**

り小勇ありて同からず いうされうちにも、をほいなるゆうきと、

血氣にはやり わかざかりの **粗暴の振舞などせんは** てあらい、

ど、す **武勇とは謂ひ難** いうさとは **軍人たらん者は** 軍人と

るも 常に能く義理を辨へ 能く膽力たんりよくを
 のは 常つねに能く義理ぎりを辨わへ つねくよくざりと、い
 練ねり 思慮しりよを殫つして 事ことを謀はかるへい すべて
 をねり かんがへを つくいて 大敵たいてきたり
 とを、さばか 小敵せうてきたりとも侮あらず すまの、てきと
 ねば、ならぬ とも、かろんせす 大敵たいてきたり
 とし、懼おそれず たくさんのてきと 己おのれも武職ぶしやくを盡つくさむまろ じぶんの
 ても、あわからず 已おのれも武職ぶしやくを盡つくさむまろ じぶんの
 んを、つ 誠まことの大勇たいゆうにはあれ ほんどの、おほひな されば武勇ぶゆうと
 くすまそ 常々つねづね人ひとに接まはるには つね
 尙たうぶものは ろふいふわけだから、いうき 常々つねづね人ひとに接まはるには つね
 ひどにつき 温和おんわを第一だいいちと 諸人しよじんの愛敬あいけいを得えむ
 わふには たいいちとして

と心掛こころがけよ もろくの、ひとから、かわいがられ、たいせつと 由よしなき勇ゆう
 と好み つまらなへ、わう 猛威まういを振まひたらば たけしき、いきほい
 果はは世よの人ひとも忌嫌いみきらひて しまいに、せけん 豺狼さいろうなどの如ごとく思おも
 ひなん をうかみなせれ 心こころすへきことにまろ つしむよふに、あ
 一軍人いっじんじんは信義しんぎと重おもんすへい 軍人じんじんは、まことさき 凡信義おんしんぎを守まもる
 常つねの道みちにはあれど あたりまへの、みちで
 わけて軍人じんじんは信義しんぎなくて は わけて軍人じんじんは、まこと 一日いちじつも隊伍たいび
 と、ざりがなくてと

の中に一日でもたいの交りてあらんまを難がるへー人ど、つ

ゆくまをいふ 信とは己が言と踐行ひ まはとま、いふまとは、じぶんの、 わうたことを、まぢがへず、おこの

うて、ゆく 義とは己が分と盡すといふなり ぎとは、いふんが、 つとむべき、まを

つくして、ゆ まをいふ されバ信義と盡んとおもはざ そういう、わけた から、まはとま

りどを、つくそ 始より其事の はじめから 成一得へきか得べ ねんをいきて

うど、をもとが なすまとの、できる、つまらぬ、 審に思考すへー かんがへねと

かまらぬま か、できないかを 假初に諾ひて かりに、ひ よー

なら 臆気なる事 おそむこと とせぬま せぬまを

なき關係と結び つまらぬい、か 後に至りて あとお 信義と しんぎ

立てんとすれば まことまざりてを 進退谷りて すすむにも、ーりを

身に措き所に苦むま みのおきばしよに 悔ゆと くにも、ゆきつまり 其詮 そのせん

な くやんだとて、い 始に能々事の はじめよく 順逆を辨 はじめによく

なる しかたは、なくなる 理非と考 ごふりか、ごふりで 其言は所 そのこと

詮 とめを、ーようちて 詮踐む可らずと知り そのいうまとは、とてもふん 其儀はとて そのぎ

も守るべ でと、ゆかれぬとに、 悟な まがつか 其儀はとて そのぎ 速 すみ

に止るまろよけれ はやく、やめた、は 古より或は小節れ信義 ふが、よろこ

を立てんとて むかしから、あるひはち 大綱の順逆と誤り さい、ざりを、たてんとて

みちを、 或は公道の理非に踏迷ひて あるひは、を、やけのみちの

私情の信義を守り わたくしこと、 あたら英雄豪傑どもが ざりをまもりて

ひすぐれ 禍に遭ひ身を滅し さいなんにあひ 屍の上の汚名を みをなくして

しつひのうへの、また 後世まで遺せるまど其例尠からぬもの なき、ひようばんを

のちのよまでのました、を 深く警めてやはあるべき めしは、かすあることで

ふかく、き
をつけぬ

ば、ならぬわ
けである

一軍人は質素を旨とすべし 軍人たるものはつましいこと 凡質 を、たいとちと、せねばならぬ

素を旨とせざれば すべてつましいまどを、た 文弱に流れ いこちと、せんときには たよわ

輕薄に趨り はよりら 驕奢華美の風を好み ををりて、はでな

遂には貪汚に陥り どうぐーまいには、きたな 志も無下に い、まんじように、をちりて

賤くなり まろろざりも、これより一たは 節操も武勇も其甲斐 ないくらひに、いやしくなり

よきをこないが、ありても、ゆう 世の人に爪はじきせらる なきの、ありても、あるかひはなく

と迄^{まで}至^{いた}りぬべし せけんの人に、きらわれて、つま 其身^{そのみ}生涯^{せうがい}の

そのみ、い 不幸^{ふこう}なりといふも中々^{なかなか}愚^{おろか}なり ふうあはせといひゆう

つとようの けで 此風^{このふう}一たび軍人^{ぐんじん}之間^{のあいだ}に起^{おこ}りては 此風^{このふう}が一度^{いちど}軍人^{ぐんじん}の

ある 傳染病^{えんせんびょう}の如^{ごと}く蔓延^{まんえん}し 彼^かうつる病^{びょう}の 士風^{しふう}も 軍人^{ぐんじん}たる、 兵氣^{へいき}も

軍人^{ぐんじん}たる、 頓^{とん}に衰^{おとろ}へぬべきと明^{あきら}かり とうに、をとあへて、をる

膝^{ひざ}より 朕^{ちん}深く之^{これ}を懼^{おそ}れて 天皇^{てんかう}陛下^{てんか}下のふかく之^{これ}を 曩^{なま}にこれより 免黜^{めんちゆう}

條例^{てうり}と施行^{しこう}し 免黜^{めんちゆう}條例^{てうり}とは、わるいおとをなしたるものと、やくめを

とりのあけ或^{ある}はさげられるおとに、ついでに、規則^{きぎく}なり此

畧^{りやく}此事^{このこと}を誠^{まこと}め置きつれど あらまゑ、まふいうわ

らぬと、いふさかしてなほ 猶^{なほ}も其^{その}の惡習^{あくしゅう}の出^いんまどを憂^{うれ}ひて なをも

は、をいたけれども 心^{こころ}安^{やす}からぬば かんまゑるるの、おち

るい、ならわしむ、ではトないかど 心安^{こころやす}からぬば つかなされぬから

いふまどを、をんきづかいなされて 故^{ゆゑ}に又^{また}之^{これ}を訓^{おし}ふるぞか かくべつに、またこのまどを、かんかまど

等^ら軍人^{ぐんじん}ゆゑ此^{この}訓^{おし}誡^{けい}と 等^ら閑^{かん}にな思^{おも}ひぞ うちす

むたふ、かもふて 右^{みぎ}の五^ごヶ條^{じょう}は 軍人^{ぐんじん}たらん者^{もの} 暫^{しば}も

忽ゆるがせにすべあらす一の誠心まごころは、あいたも、まごころを、ゆるしては、ならぬ

さて、おれを、おこころまごころの誠心まごころは、あいたも、まごころを、ゆるしては、ならぬ

抑おさ此こ五ごヶヶ條じょうは、我軍人わがぐんじんの精神せいしんにして、

一ひとヶヶ誠心まごころは、又また五ごヶヶ條じょうの精神せいしんなり

心誠こころまごころならざれば、あつろの、まごころ、いかに、ないときは、

そんな、よいことば、皆みなうはべの裝飾かざりにて、何なにれ用ようにかは立つべ

き、みなうはつられ、かざりにて、なんのようにも、たゞぬ、心こころだに誠まごころあれば、

たどうぞ、けつして、なんのようにも、たゞぬ、心こころだに誠まごころあれば、

さへ、まごころ、何事なにごとも成なるものぞか、なんの、ことでも、で況まして

や此この五ごヶヶ條じょうは、天地てんちの公道こうどうなり、天地の間すなはち、せかいの

人倫じんりんは常經じょうけいなり、ひとたるもの、あたりまゝ行なひ易やすく守まもり易やすく

天皇陛下てんかうへいたの、おんか、まの五ヶ條のみちを此道このみちを守まもる行なひ

ゆるの務つとめを盡つくさば、國のおんくに、むくゆるの日本國にほんこくの蒼生そうせい舉あげ

て之これを悦よろこびなさん、日本國中の、人民は、み朕一人ちんいちにんの懌よろこみのみなら

んや
天皇陛下てんかへいかひとりの、かんよろまび、ばかりで、わらうか、決して
天皇陛下てんかへいかひとりの、かんよろまび、ばかりではござらぬ

明治十五年一月四日

御名

平和詔勅

朕惟フニ國運ノ進張ハ治平ニ由リテ求ムベク治平ヲ保持シテ克ク終始アラシムルハ朕カ祖宗ニ承クルノ天職ニシテ亦即位以來ノ志業タリ不幸客歲清國ト變端ヲ啓キ朕ハ止ムヲ得ズシテ之ト干戈ヲ交ヘ十閱月ノ久シキ結ヒテ解クル能ハス而シテ在廷ノ臣僚ハ陸海兩軍及議會兩院ト共ニ威能ク朕カ旨ヲ體シテ朕カ事ヲ獎メ内ニ在テハ參畫經營シ費用ヲ給シ需供ヲ豊ニシ防備ニカメ外ニ在テハ檣風沐雨祁寒隆暑ニ暴露シ百難ヲ冒シ萬死ヲ顧ミス旭旗ノ指ス所風靡セサルナシ出征ノ師ハ仁愛節制ノ聲譽ヲ播シ外交ノ政ハ捷敏快暢ノ能事ヲ盡シ以テ能ク帝國ノ威武ト光榮トヲ中外ニ宣揚シタリ是レ朕カ祖宗ノ威靈ニ頼ルト雖モ百僚臣庶ノ忠實勇武精誠天日ヲ貫クニ非サルヨリハ安ソ能ク此ニ至ラムヤ朕ハ深ク汝有衆ノ忠勇精誠ニ倚信シ汝有衆ノ協翼ニ頼リ治平ノ回復ヲ圖リ國運進張ノ志業ヲ成サムトスルニ切ナリ

今ヤ朕清國ト和ヲ講シ既ニ休戰ヲ約シ干戈ヲ戢ムル近キニ在ラムトス清

國渝盟ヲ悔ユルノ誠已ニ明ニシテ帝國全權辦理大臣ノ按定セル條件克ク朕カ旨ニ副フ治平光榮併テ之ヲ獲ル亦文武臣僚ノ互ニ相待テ全功ヲ收メタルニ外ナラス宗祖大業ノ恢弘今ヤ方ニ其ノ基ヲ鞏メ朕カ祖宗ニ對スル天職ハ斯ニ其ノ重ヲ加フ朕ハ更ニ朕ノ志ヲ汝有衆ニ告グ以テ將來ノ嚮フ所ヲ明ニセサルヘカラス

朕固リ今回ノ戰捷ニ因リ帝國ノ光輝ヲ闡發シタルヲ喜フト共ニ大日本帝國ノ前程ハ朕カ即位以來ノ志業ト均ク猶ホ甚タ悠遠ナルヲ知ル朕ハ汝有衆ト共ニ努テ驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ旨トシ益々武備ヲ修メテ武ヲ漬スコトナク益々文教ヲ振テ文ニ泥ムコトナク上下一致各々其ノ事ヲ勉メ其ノ業ヲ勵ミ永遠富強ノ基礎ヲ成サムコトヲ望ム戰後軍防ノ計畫財政ノ整理ハ朕有司ニ信任シ專ラ贊壽ノ責ニ當ラシムヘシト雖モ積累蘊蓄以テ國本ヲ培フハ主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ賴ラサルヘカラス若夫勝ニ徃レテ自ラ驕リ没ニ他ヲ侮リ信ヲ支邦ニ失フカ如キハ朕カ斷シテ取ラサル所ナリ乃チ帝國ニ至テハ講和約條批准交換ノ後ハ其ノ友交ヲ復シ以テ善鄰ノ誼愈々敦厚ナルヲ期スヘシ汝有衆夫レ善ク朕カ意ヲ體セヨ

軍隊敕諭

朕カ親愛ナル帝國陸海軍人ニ告ク

朕兵馬ノ大權ヲ統ヘ明治十五年陸海軍人ノ制略立ツニ於テ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ忠節禮儀武勇信義質素貫クニ一誠ヲ以テスヘキコトヲ告ケタリ朕カ汝等ニ訓諭スルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ朕カ股肱ト頼メハナリ

爾來治平十有餘年客歲清國ノ變ヲ開クヤ汝等ハ朕カ一號令ノ下ニ起テ陸暑ニ耐ヘ祁寒ヲ冒シ内ハ籌畫警防ヲ努メ外ハ進攻出戰ニ勞シ陸ニ海ニ振古未ダ有ラサルノ偉勳ヲ奏シ能ク交戰ノ目的ヲ達シ帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタリ

朕ハ帝國陸海軍ノ進歩玆ニ至リタルヲ欣ヒ汝等カ深ク五箇條ヲ服膺シテ敢テ失墜セス命ヲ重シ生ヲ輕シ以テ能ク朕カ股肱タルノ職ヲ盡シタルヲ嘉ス獨リ鋒鏑ニ斃レ疾病ニ死シ然ラサルモ病瘥トナリタルモノニ至テハ朕深ク其事ヲ烈トシテ其人ヲ悲マサルヲ得ス

朕今清國ト和ヲ講シ汝等ト俱ニ治平ノ慶ニ賴ラムトス願フニ軍隊ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ汝等ノ責務ヲ重カラシム朕ハ我武維レ揚リテ汝等ト其譽ヲ借ニスルヲ樂ムト雖モ邦家ノ前程ハ尙遠ナリ汝等其レ能ク朕ノ訓諭ヲ遵奉シ留リテ隊伍ニ在ルモノト散シテ鄉關ニ歸ルモノトニ論ナク五事ヲ服膺シテ軍人ノ本分ヲ恪守シ一誠以テ他日ノ報效ヲ期セヨ

明治二十八年五月十三日

軍令 陸軍部 訓令 第一〇五號 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事 陸軍大臣 奏 爲 陸軍ノ名譽ニ關スル事

讀法 軍人タルモノ、ツ子ニ、ヨソデ、コ、ロヘ、カ、キ、テ、ナリ

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ 兵隊トイウモノハ、天皇陛下 國家ヲ保護

スル爲メニ設ケ置カル、モノナレバ 國ヲ守ルタメニ、チカ

兵員ニ加ル者ハ 兵ノカズニ 堅ク左ノ條件ヲ守リ

ニ、カ、ゲ、タル、違背スベカラズ 忠節ヲ盡シ

第一條 誠心ヲ本トシ 忠節ヲ盡シ

不信 不忠 所爲アルベカラザル

事 シカダガ、アリテハナラズ

第一條 長上ニ 自分ヨリ、カ 敬禮ヲ盡シ ケイレイ 等輩ニ チツクシ

自分ドモノ 信義ヲ致シ マコト、 粗暴 テアライ 倨傲ノ コトヤ

トモダチニ 所為アル可ラザル事 フルマイガ、アリテハ、ナラズ

第二條 長上ノ命令ハ カミノヒトノ 其事ノ如何ヲ問ハズ イ、ツケハ

ソノコトガドウアロウ 直ニ スグ 之ニ服從シ コレニ、シ

トモ、ソレハ、トハズ 抗抵 チカス 干犯ノ ソムキ 所為アルベカラザル事 フルマイガ

以上 軍令ノ 儀

第四條 膽勇ヲ尙ビ イユキチ、イ 軍務ニ勉勵シ 軍隊ノ、

ホ子 忍怯 チグビ 柔懦ノ ナマ 所為アルベカラザル事 ツトメニ

フルマイガ、 第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ ワカザカチテ、キニマカシテ、チ 爭

鬪ヲ好ミ アラウヒナ 他人ヲ侮慢シ タニシテ、 世人ノ厭忌ヲ

來ス等 ヨク人ガキラウヨ 所為アル可ラザル事 フルマイガ

第六條 道德ヲ修メ 質素ヲ主トシ

ツマシキユト 浮華文弱等ニ流ル、ノ

ナモトトシテ フルマイガ、ア

所爲アル可ラザル事

第七條 名譽ヲ尙トビ 廉恥ヲ重ンシ

ハ平チ、シルコト 賤劣 イヤシキ 貪汚 ケガラワシ 所爲アル

チ、ダイジトシテ コトヤ キコトノ

ベカラザル事

以上掲ル所ノ外 法律規則ニ違反シ

法律規則トイウオキツキ 罪ナ國家ニ得ニ至テハ

テアリユレニソムキ 親ヤ先祖迄 家聲ヲ汚シ 家ノ名前

モウシツケラル、父祖ヲ辱シメ

醜ナ後世ニ遺シ 獨リ其身現在ノ恥辱

ノミナラズ ヒトリ、ジブンメノマヘ 况ンヤ重罪ノ如キハ

モイツミニ 各人ノ 天賦ノ 公權ヲモ

ラベテユク、チ、ヤ 剝奪セラレ 世ニ立チ

ケノ、ケンリマデ 剝奪セラレ

人ニ接ルモ 總テ對等ノ權利ヲ

スベテ人ナミ

得ザ

ルニ至ルニ於テヤ ウルコトガ、デキヌ 名譽ヲ尙ビ廉恥ヲ重シ

ズルノ軍人ニ在テハ ヨキヒヨウバンチ、タツトビ、ハヤチ、 殊ニカ

ニ ベツ 戒慎ヲ加ヘザル可ラズ ダヒジト、ツ、シム、コ、 就中陸軍

刑法ハ ナカニツイテ、陸軍ノツ 軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ 軍隊ノワル

ルモ 懲ス爲ニ 特ニ設ケラル、者ナルヲ以テ ヒコトチス

ナカレタモノ 其刑亦 頗ル ヨホ 嚴ナリ キビシ 軍

人ニシテ之ヲ犯セバ 軍人デ、アツテ、コレタ 雷ニ本分ヲ誤リ タ、

ノ、ツトメテ 軍隊ノ安寧ヲ 害スルノミナラズ ソコ

アヤマリタリ 遂ニ世人ノ信用ヲ損シ トフクヨノ人が、シテオ

ハ、ナイ 陸軍ノ、ヨキヒヨフバン 其貴更ニ重シ

陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等 マデ、ケガスヨウニナリ

ソノツミノセメハ 平素自ラ 戒飾シ イマシメ、 決シテ

マス、チモイ ツチノ シブンニ キチツケテ

ドウナ 違犯スベカラズ ナラヌモノツ

軍人タルモノ 敕諭ノ御訓ヲ鉄腸ニ銘刻シ嚴重ニ能ク讀法ノ七條ヲ遵奉シ軍紀ヲ守リ上長ニ服從シ同輩相睦親シ態度品行ヲ慎ミ名譽ヲ貴ヒ以テ國家保護ノ責任ヲ明カニシ國民ノ尊敬ヲ得ント心懸ケサルヘカラサルモノトス

問 軍紀トハ如何

答 軍紀ト申スハ軍隊ノ紀律ト云フコトヲ守リ規則ニ從ヒ上下ノ區別ヲ立テマスルコトアリマス夫レコトハ紀律ナキ軍隊ハ鳥ガ集タ群ト同シコト何ノヤクニモ立チマセヌツマリ軍紀ノアル軍隊ハ萬人アツテモ千人アツテモ一人ノ心ト同シ様ナモノデアリマス

問 命令トハ如何

答 命令ト申スハ公務ノタメ上ノモノヨリ仰付ラレタモノデアリマシテ決シテコレニ違背クコトハナラヌモノデアリマス若シコレニ背キマスレハ嚴シイ處分ヲサレマス

問 服從トハ如何

答 上下トノ區別ヲ乱サス下ノモノハ上ノ者ニ順ヒ其言付ヲ守テ行クコト申シマス服從ノ道ヲ知ラナイモノハ人間ノ道ヲ知ラナイモノト同シコトデアリマス何ナレハ軍隊ニテハ上官ハ皆吾々ノ父ヤ兄ノ様ナモノデアリマシテ吾々ハ其子ヤ弟デアリマス子ヤ弟ガ自分ノ父ヤ兄ニ從テ行クノハ當リ前ノ道デアリマスレハ吾々ガ上官ニ服從シテ行クハ軍人ノ當リ前ノ道アルワケデアリマス

問 内心カヲ上官チ敬ヒマシテ信服シテ行カ子ハナリマセヌ

答 内心カヲ上官チ敬ヒマシテ信服シテ行カ子ハナリマセヌ

問 同級ノ者ニモ服從スルカ

答 同級ノ者ニモ服從スルカ

問 同級ノモノニテモ故參ノ者ニハ服從シマス

答 同級ノモノニテモ故參ノ者ニハ服從シマス

問 服從ハ我日本國ノ軍人ノミニ限ルヤ

答 服從ハ我日本國ノ軍人ノミニ限ルヤ

問 同盟國ノ軍隊ト合併シマシタトハ外國ノ軍人ニモ服從シマス

答 同盟國ノ軍隊ト合併シマシタトハ外國ノ軍人ニモ服從シマス

答 決シテ其譯ヤ主意ナトハ尋子テハナリマセヌシカシ若シモ其命令カ
分ヲナイ井ハ謹テ之ヲ尋子テモ宜シウアリマス
問 令受タ命令ト以前ノ命令トカ違タハ
答 謹テ其次第ヲ申シ述ヘテカラ之ヲ行ヒマス
問 罪アリテ罰ヲ受ケ之ヲ不當タト思フハ
答 假令不當ト思フテモ決シテ申分ナトナシマセンテ必ス之ニ服從シマ
ス
問 上タル者ノ取扱カ無理ナリト考フルハ
答 決シテ爭論ナシマセンテ徐カニ其筋ヲ以テ之ヲ訴マス若シ勤務中
ナラバ勤務力濟ンテカラ訴ヒマス
問 兵卒ノ品行ハ如何
答 鎮細ノ行ヒテモ常ニ慎ミマシテ高尚ナ遊事ヲナシ猥褻ハシキ話ヤ行
チシテ体力ヲ汚シ毀テ徳義ヲ破ル等ノコトハ一切之ヲヤメ而シテ外ノ
人ノ手本トナルノカ兵卒タルモノ、行狀ヲアリマス

問 兵卒互ノ情義ハ如何
答 聯隊ニ居ル兵卒ニ兄弟同様ニオダカヒニ相補ケ親シク睦マシクスル
ノガナキケト云フモノテアリマス
問 故ニ故參ノ者ハ新參ノモノチ善イ方ニ教ヘ導キマスル言ハ、兎ト云
答 様子義理ガナケレハナリマセン
問 兵卒互ノ情義ハ其聯隊ニシテ如何ナルヘキカ
答 兵種ノ如何ニ論ナク一様ニ親ミ可愛方チナナリマセヌ何ナレハ一
國軍隊ハ一度戦争アル井ニハオ互ニ相頼ミ相扶ケ一致シテ働カナケ
レハ戦争ニ勝ツヨカ出来ヤモシカラテアリマス
問 兵卒互ニ交テ行クハ
答 野郎ノ戯ヤ冗談チ申シテハナリマセシ何ナレハハシマシマオニハ争
鬭ノ種トナル者テアリマスカラ兵卒ハ互ニ尊敬シテ行カ子ハナリマ
モシ夫レ故假令其國々チ言葉使ヤ習慣チトガ異テアル井モ決シチヨ
シチナヤササリ笑ヒマセヌ

問

名譽トハ何カ
自分ノ良心ヲ満足サセ尙外ノ人ノ尊重ヲ得ヨトスル心持テアリマ

ス例ヘハ勤務ニ精ヲ出シテ品行ガ良イ爲メニ褒賞休暇ヲ遣ヒマシタ等
ハ名譽テアリマス故ニ名譽ハ軍人精神ヲ確カニシ膽力ヲ強クシ又ハ

臆病ナリヲ掃フモノデアリマス

問

名譽ハ何ニ因テ生スルカ
誠ノ心テ自分ノ任務ヲ盡シマスレハ名譽ニナリマス

第三章 武官ノ班次及階級

問

武官ヲ分テ四班ト爲ス其名稱ハ
一將官 二上長官(佐官) 三士官(尉官)以上三官ヲ併セテ

將校ト申シマス

問

大將 中將 少將
將官ノ階級ハ

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

上長官ノ階級ハ
大佐 中佐 少佐

士官ノ階級ハ
大尉 中尉 少尉

下士官ノ階級ハ
曹長 一等軍曹 二等軍曹

兵卒ノ階級ハ
上等兵 一等卒 二等卒

相當官トハ
軍吏部ト衛生部ト獸醫部ト諸官ニテ階級ノ徽章武官ト相同シキ者ヲ

申シマス假令ハ軍醫總監トカ監督長ハ少將ニ同シク二等軍醫正藥劑

監ハ少佐ニ當ル様ナモノデス

相當官一覽表

各兵科	監督部	軍吏部	衛生部	獸醫部	軍樂部
大將					
中將					
少將	監督長		軍醫總監		
大佐	一等監督		軍醫監		
中佐	二等監督		一等軍醫正		
少佐	三等監督		二等軍醫正		
大尉		一等軍吏	一等軍醫	藥劑監	獸醫監
中尉		二等軍吏	二等軍醫	二等藥劑官	二等獸醫

少尉	三等軍吏	三等軍醫	三等藥劑官	二等獸醫	一等軍樂長
准士官					二等軍樂長
曹長	一等書記	一等看護長	一等藥劑手		軍樂次長
一等軍曹	二等書記	二等看護長	二等藥劑手		一等軍樂手
二等軍曹	三等書記	三等看護長	三等藥劑手		二等軍樂手

問 准士官トハ
 答 砲工兵ノ上等監護二等軍樂長各兵科ノ特務曹長テアリマス
 問 第四章
 答 天皇皇后皇太后ニ對シ奉リテハ如何
 問 陛下ト申シ奉ツル
 答 皇太子及ヒ皇族ニハ
 問 殿下ト申シマス
 答

問 將官ニハ
 閣下ト申シマス例ヘハ
 少將閣下ノ如シ

答 上長官以下ニハ
 殿ト申シマス例ヘハ
 少佐殿ノ如シ

問 直接ニ其人ニ向ヒ之ヲ呼フ事ハ
 皇族ニハ只殿下ト申シ將官ニハ何官閣下上長官以下ニハ何官殿ト申
 シマス例ヘハ中將閣下少佐殿大尉殿
 他人ニ向ヒ上官ノ名ヲ呼フ事ハ
 皇族ニハ某親王殿下(例ヘハ小松宮殿下)將官ニハ某何官閣下(中
 將閣下)上長官以下ニハ某何官殿ト云フ(歩兵中佐殿 大尉殿)
 又場合ニ依リ職名ヲ呼ヒマス例ヘハ師團長閣下又聯隊長殿中隊長殿
 ト云フコトモアリマス

第五章 歩兵隊ノ編成

問 師團ノ内ニ歩兵隊ハ若干アルヤ

答 歩兵カ二旅團アリ

問 歩兵一旅團ハ

答 二ツノ聯隊ヨリ出來マス

問 歩兵一聯隊ハ

答 三ツノ大隊ヨリ成立チマス

問 歩兵一大隊ハ

答 四ツノ中隊ヨリ成ル例ヘハ第一大隊ハ第一、二、三、四中隊デアリマ
 ス

問 夫レ故ニ一聯隊ハ十二ノ中隊ヨリ出來テ居リマス其中隊ノ番號ハ一
 ヨリ十二マデトシマス

問 歩兵一中隊ハ

答 戦時編制ニテハ三小隊ニ分ケ平時ハ若干ノ給養班ニ分ケマス

問 小隊ハ

答 若干カノ分隊ニ分ケマス

問 戰時一中隊ノ兵ノ員ハ

答 平時一中隊ノ兵ノ員ハ

第六章 士官ノ官姓名

問 上官トハ如何
答 自分ヨリ身分ノヨキモノヲ申シマス例ヘハ士官下士官等皆上官デア
リマスソシテ其上官ハ皆吾々ノ爲メニハ親ヤ兄ノ様ナモノデアリマ
ス

ソレ故其上官ノ名ハ勿論其身成ヤ音聲マテモ知テ居ラチハナリマセ

問 師團長ノ官姓名ハ如何

答 陸軍中將 閣下デアリマス
旅團長ノ官姓名ハ

問 陸軍少將 閣下

答 聯隊長ハ 殿

問 歩兵大佐 殿

答 汝ノ大隊長ハ 殿

問 歩兵少佐 殿

答 汝ノ中隊長ハ 殿

問 歩兵大尉 殿

答 少隊長以下之ヲ略ス

問 汝ノ所管隊號ハ

答 第七師團歩兵第 旅團第 聯隊第 中隊第何給養班デアリマス

問 陸軍ノ兵隊ノ種類

答 八アリマシテ歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、屯田兵、憲兵、軍樂隊テ
アリマスシカシ砲兵ノ内ニモ野戰砲兵ト要塞砲兵トノ二ツアリマス

問 步兵トハ
 答 徒歩ニテ銃ト銃ト使ヒ戰鬪スルモノテアリマス
 問 騎兵トハ
 答 馬ニ乗テ刀ヤ槍又ハ銃ヲ以テ戰鬪スルモノテアリマス
 問 野戰砲兵トハ
 答 大砲ヲ以テ戰鬪スルモノテアリマスシカシ野戰砲兵ノ内ニモ野砲兵ト山砲兵トノ二ツアリマスガ野砲兵ノ方ハ山砲兵ノ方ヨリ大キナ大砲ヲ用ヒマス
 問 要塞砲兵トハ
 答 肝要ナ砲臺ヲ守ル砲兵テアリマシテ大キイ大砲ヲ用ヒ戰鬪シマスコレハ横須賀(東京近ク)ニアル様ナモノテス
 問 工兵ハ
 答 堡壘ヲコシラヘ橋ヲ架ケ道路ヲ造ルモノテアリマス
 問 輜重兵トハ

問 駄馬ニテ彈丸ヤ兵糧トカ戰ニ用ル器具ヲ運フモノテアリマス
 問 屯田兵トハ
 答 北海道ニ居ツテ常ニハ開墾ヲナシ農業ヲシテ居リ戰ノ時ニハ隊伍ヲナスモノテアリマスコレニハ歩兵モ騎兵モ砲兵モ工兵モアリマス
 問 憲兵ハ
 答 軍人ノ惡ルコトヲ見付ケ又ハ一般人民ノ惡ルコトヲスルモノヲオサエルモノテアリマス
 問 軍樂隊トハ
 答 音樂ヲ吹奏スルモノテアリマス
 問 警備隊ト云フモノアリ如何ナルモノナリヤ
 答 歩兵ト砲兵トテアリマスケレト島ヲ護ル爲ニ置カレタ兵隊テアリマス
 問 例ヘハ對島警備隊ノ如キモノテス
 問 軍吏部ト云フモノアリ如何ナルモノナリヤ

問 軍隊ノ金銭ノ事ヲ扱フ會計ノ一テアリマス
 答 衛生部トハ
 問 軍隊ノ病人ヤ手負人ヲ治療スルモノテアリマス
 答 獸醫部ハ
 問 馬ノ療治ヤ衛生ノ事ヲ受持ツモノテアリマス
 答 監督部トハ
 問 師團ニアツテ會計經理ヲ取扱フモノテス
 答 第八章 軍隊諸部識別
 問 兵種及各部ハ何ニテ見分ケルヤ
 答 袴ノ側ニアル章ノ色ヲ見分ケマス
 其色ハ
 歩兵ハ緋
 騎兵ハ萌黃
 輜重兵ハ藍
 憲兵ハ黒
 砲兵ハ黃
 軍樂隊ハ紺青
 工兵ハ鶯
 屯田兵ハ師團ノ兵種ノ色ト同シ

問 軍吏部ハ花色藍
 衛生部 獸醫部ハ深緑
 監督部ハ銀茶テアリマス
 袴地ノ色ハ
 騎兵、憲兵、軍樂隊ハ茜
 屯田兵ハ藍霜降其他皆紺デアリマス
 第九章 都督師團番號及其位置
 全國ノ陸軍ヲ分テ三都督トス其都督部ノアル處ハ左ノ如シ
 東部都督 東京
 中部都督 大阪
 西部都督 小倉
 全國陸軍ヲ分テ近衛師團及十二師團トス其司令部ノ在ル地ハ左ノ如シ
 近衛師團 東京
 第一師團 東京
 第二師團 仙臺
 第三師團 名古屋
 第四師團 大阪
 第五師團 廣島
 第六師團 熊本
 第七師團 札幌
 第八師團 弘前
 第九師團 金澤

第十師團

姫路

第十一師團

丸龜

第十二師團

小倉

第二編 第一章

陸軍敬禮式ノ摘要

敬禮ノ主意ハ如何

唯上面ハカリテナク心ノ中ニアルモノテアリマス故ニ恭敬ノ心カナ

ケレバ上面ノ飾リノミニテ眞ノ敬禮テハアリマセン

敬禮ヲ分ツテ三種トス如何

軍人ノ敬禮 軍隊ノ敬禮 衛兵及ビ歩哨ノ敬禮ト致シマス

禮式ハ何ニ向ヒテ行フモノカ

人ニ向ツテ行フモノテナク其人ノ官職ニ向ツテスルモノテアリマス

階級トハ如何ナルモノカ

上下ノ別チテ言ヒマス

同級トハ如何ナルモノカ

問 同シ身分ノモノチ云ヒマス

答 敬禮トハ何ノ爲ニスルカ

問 敬禮ノ心テ表スルモノテアリマス

答 敬禮ヲスルニハ如何ナル時ニスルカ

問 何様ナ時テモ致シマス

答 敬禮ハ定制ノ服裝ヲナセシ人ニ行フ斗リカ

問 軍人單獨ノ敬禮ハ面識セル人ニ向ツテハ着物ノ如何ヲ問ハス成ル丈

答 之ヲ行ヒマス

問 同級ノモノニ向ツテハ

答 互ニ敬禮ヲ致シマス

問 階級ノ異ナル二名以上ノ上官ニ向ヒテハ

答 其内ノ一番高ヒ階級ノ人ニ敬禮ヲ致シマス (例ヘハ士官ト下士官ガ居ダトキハ士官ニ對ス

問 軍隊、衛兵、歩哨ハ夜間テモ又之ヲ行フカ

問 否畫ノ間ノミテアサヨスニモ分マレ

答 敬禮ハ我陸軍々人ノミニ限ルカ

問 海軍々人ヤ外國ノ軍人ニモ致シマス

答 其敬禮ノ仕方ハ

問 我陸軍々人軍隊ト同シ敬禮ヲ致シマス

答 見習士官及准士官ニハ如何ナル敬禮ヲスルカ

問 士官ト同シ敬禮ヲ致シマス

答 士官候補生ニハ

問 下士兵卒ト同シ敬禮ヲ致シマス

答 上等兵ニハ

問 下士ト同シ様ニ致シマス

答 室内室外ノ別チハ

問 兵舎事務室面會所ハ室内ニシテ廊下炊事場ハ室外テアリマス

問 軍人室内ニ入ル時ハ

問 戶外テ先ツ帽ヲ脱キ(若シ銃夫以テ居ル時ハ脱キマセン)又外套ヲ着

答 テ居ル時ハ之ヲ脱キ(若シ釧ヲ帶フルルハ脱シテ這入マス)

問 室内ノ敬禮ハ如何ニスルカ

答 敬禮スヘキ人ニ向ヒテ姿勢ヲ正シ其人ノ目ニ自分ノ目ヲ注ケ腰カラ

問 上チ少シ前ニ傾ケマス若シ帽ヲ手ニ持ツルニハ右手ニテ其前底ヲ摘

答 ミ右股ニ帽ノ内側ヲ當テ敬禮ヲ致シマス

問 上官ノ室ニ入ルルハ如何ニスルカ

答 上官ヲ離ルルハ五六歩ノ所ニテ敬禮ヲ致シマス(若シ五六人モ居ラ

問 高ヒ階級ノ人ニ行ヒ

答 次ニ同ニ致シマス)

問 上官ノ室ヲ出ルルハ

答 這入マシタト同様に敬禮ヲシテ飯リマス

問 室内ニ於テ上官ヨリ命令トカ諭告トカ承ルルカ或ハ陳述ヲナスルハ

答 先ツ敬禮ヲ行フ後適宜ニ前へ出テ之ヲ聞き取リ又ハ申上ケ歸ルルハ

問 ハ故下ノ處ニ戻リテ敬禮ヲ致シテ飯リマス

答 (但陳述ヲナスニハ大キ

ナ聲ニテ短ク明亮ニ致

問 室外ニテ書付其他ノ物ヲ上官ヨリ受ケ取り或ハ差出スルハ
 答 上官ヲ離レルコト五六歩ノ所ニテ敬禮ヲ行ヒ手ノ届ク處マテ出テ右手
 ニテ之ヲ受ケ又ハ之ヲ差出シマス
 問 右ノ場合ニテ銃ヲ持ツルハ
 答 室内ニテモ外ニテモ敬禮ヲシタ後左手ニテ之ヲ差出シ又ハ受取り
 マス若シ棒銃ヲシタハ立銃ニ戻シテカラ之ヲ受ケマス
 問 返事又ハ受取証ヲ受クベキハ
 答 故ト敬禮ヲ行ヒシ處ニ戻リテ之ヲ待テ居リマス
 問 上官居室ニ來ルルハ
 答 腰掛ヲ離レテ敬禮ヲ行ヒマス
 問 上官居室ヲ去ルルハ
 答 又ト敬禮ヲ行イマス
 問 舍内ニテ上級ノ人ト公事ヲ談スルルハ

問 下級ノモノハ腰掛ヲ離レテ立テ話ヲ致シマス
 答 居室ニ上長官以上ノ人來ルルハ
 問 列ニ一ノ号令ニテ自分ノ寢臺ノ前ニ立チ直レノ号令ニテ姿勢ヲ正シ
 答 マス此時上等兵カ又ハ故參兵ガ居合スモ氣附カサルルハ之ヲ知ラセ
 問 士官居室ニ來ルルハ
 答 直レノ令ニテ其場ニ立チ姿勢ヲ正シマス
 問 軍人室外ノ敬禮法ハ
 答 舉手注目テアリマス其仕方ハ姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ケ指ヲ接テ食 指
 ト中指ヲ帽ノ前底ノ右側ニ當テ掌ヲ少々外面ニ向ケ肘ヲ肩ト一様
 ニ舉ケ敬禮スベキ人ノ目ニ目ヲ注ケマス
 問 上官ト遠ク離レ居ルルハ
 答 上官ト知レハ遠クトモ敬禮ヲ行ヒマス
 問 軍人上官ニ出遇タルハ敬禮ノシカタ如何

答 五六歩前ヨリ姿勢ヲ正シ二三歩前ニテ停テ敬禮ヲ行ヒ三步過ギ去ラ
 ル、其儘ニシテ居リマス
 問 汝停リ居ルル上其側ヲ通ルルハ
 答 上官ノ方ニ向ヒテ敬禮ヲ行ヒマス
 問 汝カ停テアル上官ノ許ニ至ルルハ
 答 上官ノ距ル五六歩ノ處テ止リ敬禮ヲ行ヒマス
 問 汝軍旗ニ行遇ヒ又其傍ヲ通ルルハ
 答 之レニ敬禮ヲ行ヒマス若シ上覆ヲ掛ケテアルルハ敬禮ヲシマセヌ
 問 上官ノ引率スル軍隊ニ遇フルハ
 答 其隊長ニ斗リ敬禮ヲ行ヒ其隊ニハ目ヲ注ケマス
 問 途中ニテ儀仗隊ヲ附ケタル軍人ノ葬式ニ行遇ヒ又ハ其傍ヲ通ルルハ
 答 等級ノ如何ヲ問ハス其禮ニ向ヒ敬禮ヲ行ヒマス
 問 軍人車ニ乗リ上官ニ遇フルハ
 答 車ニ乗リタル儘姿勢ヲ正シ敬禮ヲ行ヒマス然レモ上官ノ後ヨリ先ニ

行カントスルルハ許テ受ケテカラ通リマス
 問 上官ト同行スルルハ
 答 其左側或ハ後ノ方ニ就キマス（但案内者トナルルハ此限リニアリマ
 セヌ）
 問 急用等ニテ上官ヲ越シテ行カテマナラナイハ
 答 其次第ヲ申述ベ許テ受ケテカラ越シマス
 問 隊列ニアルル如何ニシテ敬禮ヲナスカ
 答 上官ノ號令ニ依テ敬禮ヲ行ヒマス
 問 隊列ヲ解キ休ミ居ルルハ
 答 各自ニ敬禮ヲ行ヒマス
 問 銃ヲ持ツルハ
 答 兩陛下皇族軍旗並ニ士官以上ニハ捧銃シ下士以下ニハ銃ヲ持ツタ儘
 姿勢ヲ正シマス
 問 物品ヲ携テ右手ヲ舉グル能ハサルルハ

答 軍旗及將校ニハ其儘停ツテ頭ヲ向ケ目ヲ注ケテ敬禮ノ意ヲ表ハシマ
 問 ス下土以下ナレハ停リマセン
 問 上官カ窓カラ外ノ方ヲ見ラル、并其前ヲ通ルルハ
 答 上官ノ方ニ向ヒテ正シク敬禮ヲシマス
 問 汝カ窓ヨリ外ヲ見居ルル上官ガ其前ヲ通ラル、并ハ
 答 敬禮ヲ致シマス
 問 途歩行進間軍隊其他軍旗及尊敬スベキ人ニ出逢ヒタルトキハ
 答 隊中皆高聲ニ話ヲセス軍歌ヲ止メ煙草ヲ口ヨリ去リ整齊ニシテ歩
 問 シマス
 問 歩哨敬禮ヲ行フノ法ハ
 答 其定ノ場所ニ立チ(若シ廠舎内ニアルトキハ必ズ出ル)上官ガ大抵六
 歩前ニ來タトキ敬禮ノ姿勢ヲ取り之ニ目ヲ注ケ六歩過ギ去ルマテ其
 姿勢ヲ取ツテ居リマス
 問 復哨ニ在テハ

答 成ル可ク一時ニ敬禮ナスル様ニ氣ヲ附ケマス
 問 歩哨ノ敬禮ハ晝間ニ限ルカ
 答 上官タルトガ別リナバ夜テモ敬禮ヲ致シマス
 問 歩哨軍隊ニ對シテハ
 答 其隊長ニノミ階級相當ノ敬禮ヲシマス
 問 歩哨ハ儀仗隊ヲ附シタル軍人ノ櫃ニ對シテハ
 答 其死タル者ノ階級ニ當敬禮ヲ致シマス
 問 歩哨ハ帶動者ニシテ其勳章ニ當ル敬禮ハ官職ニ當ル敬禮ト同シカラ
 答 サルトキハ
 問 其重キ方ニ從テ敬禮ヲ致シマス
 答 帶動者ノ略綬ヲ掛ケテ居ル者ニ對シテハ
 問 銃ヲ持チタルマ、姿勢ヲ正シ敬禮ヲ致シマス
 答 歩哨ハ兵卒ヨリ敬禮ヲ受クルルハ
 問 銃ヲ持タル儘姿勢ヲ正シ答禮シマス

問 杖銃ハ如何ナル方ニスルカ其區別ハ
答 兩陛下大皇太后陛下皇太子妃皇太孫皇太孫妃殿下其他ノ皇族並ニ外
國ノ皇帝皇后陛下皇族

一 軍族

一 陸軍大臣參謀總長監軍及將官上長官

一 大勳位及勳一等ヨリ勳六等ニ至ル各種勳章佩用者(寶冠章ヲ除ク)

一 士官以上

一 勳七等及八等ノ各種勳章佩用ノ者ニハ

答 執銃ノ儘姿勢ヲ正シマス

第二章 起居ノ心得

問 室內ニハ定則アリテ兵士ノ之ヲ守ルハ猶一軒ノ家ニ家ノ掟アリテ眷族カ
之ヲ守ル様ナモノテス若シ兵卒カ定則ヲ守ラナイトキハ紀律カ立ダスシ
テ殆ド眷族カ家法ヲ守ラナケレバ家カ壞アレルト同シ譯ニナリマス
問 起床號音ニテ兵卒ハ如何スルヤ

答 寢臺ノ前ニ立テ檢査ヲ受ケ病氣ノ者ハ其次第ヲ給養班長ニ申シマス

問 ツノ后ハ

答 窓ヲ明ケ毛布敷布ヲ振ヒ叮嚀ニタ、ミマシテ寢臺ノ上ニ置キ顔ヲ洗

ヒソレカラ武器ヲ手入シ被服ヲ整頓シマス

當番卒ハ

答 毎朝食事ノ后直クニ室内ヲ奇麗ニ掃除ス

問 室内掃除后ノ注意ハ

答 室内ヲ不潔ニセス物品ヲ取り乱サス又ハ定ノ外ニ持チ行カス

問 兵卒ハ自由ニ寢臺ニ就クコトヲ得ルカ

答 起床后カラ日夕點呼迄ハ決シテ寢臺ニ就クコトハナリマセヌ又之ニ腰

ナ掛ルコトモナリマセヌ(特ニ命令ナルトキ又ハ事故)

問 煙草ハ何處ニテモ吸フコトヲ得ルヤ

答 室内ニ於テハ定ノ外ニテ吸フコト出來マセヌ又外テモ火藥庫薪炭庫

ナトノ如キ火事ノ恐レアル近傍ニテ吸フコトハナリマセヌ

問 吟歌又ハ高聲ニテ談話ヲナスモ妨ケナキカ
答 歌ヲウダフコトハ嚴禁デアリマス又話モ高聲テシテハナリマセヌ食事

問 ノトキハ特ニ行儀ヲヨクシ靜ニセテハナラヌ
答 室内ニ於テ汚穢等ノコトヲ禁セラルレハ
痰ヲ吐イダリ窓ヨリ湯茶其外ノ物ヲ投ケ出シタリ濕物ヲ乾シタリ落

問 書スルナトハ一切ナリマセヌ
答 室内ニテ物件ヲ汚損コトヲ禁セラル其レハ
狼ニ釘ヲ打着ケタリ窓戸机腰掛ケ暖室爐其外ノ道具ヲ汚シ又ハ傷ヲ

問 ツケマタハ窓ノ縁ニテ物ヲ切ルコトカテキマセヌ
答 武器又ハ諸物品ハ何處ニテ掃除スルモ妨ケナキカ
定メテアル場所ノ外テシテハナリマセヌ
無用ノ者行クベカラサル場所ハ
炊事場浴室洗濯所倉庫休養室等ナリ

問 大小便ハ所定場外ニ於テナスコトヲ得ルカ
答 大小便ハ所定場外ニ於テナスコトヲ得ルカ

問 嚴禁ナリ
答 何様物品デモ管内ニ持入ルモ妨ケナキカ
許可ナキ物品ハ持入コトガデキヌ例ヘハツマラヌ小説本ヤ新聞ナトハ
持テ入ルコトガデキヌ

問 室内ニ入ルトキノ注意ハ
答 靴ノ泥ヲ靴拭デ可寧ニ掃除シマシテカヲハイリマス
諸物品ヲ破損セシ者ハ如何處置セラルカ
自償スルハカリテナク事ニ依リテハ罰セラルモノデアリマス

問 衣服ノ清潔法ハ
答 服ト襦袢ハ時々洗濯シテ清潔ニシマシテ
縫ヒ卸鈕ヲ着ケ何時
ニテモ用イラル様ニナシ置キマス又衣袴外套ハ刷毛ニテ塵ヲ拂ヒ

問 置マス
答 身体ノ清潔法ハ
頭面手足ヲ洗ヒ爪ヲ剪リ齒ヲ磨キ總テ身体ヲ清潔ニシマス髮ノ毛ハ

軍人ノ容儀ニカ、ハリマスカタ短ニ剪ミマス

成ル可ク之ヲハヤス方カ良シ是レ一目シテ軍人タルノ威容ヲ見セル

ヨガ出来ルカラデス

同輩間ノ金錢ノ貸借ハ

嚴禁テアリマス何ナレハ互ノ間ニ疑ガ起リシマイニ中惡クナル種

テアリマス

第三章 物品ノ裝置

物品ノ裝置ノ良否ハ只自分ノ身ノ正シイト放肆ナルノトチ外ニ見ル斗リ

テハナク定則ヲ守ルト否トノ心ヲ表ハスモノナリモシ武器被服ヲ取り乱

シ置クトキハ不意ノ事變カアツタトキ大變コマルモノナリ

又被服裝具ノ不潔ナノハ健康ヲ害フ本トナルソレバカリテナク物ノ永持

カシマセン此物品ノ永持ノジナイノハ軍隊(大キク言ヒハ日本國)ノ不經

濟ニナルモノデアリマス

問 被服背囊及携帶器具ハ如何置クカ

答 被服ハ可寧ニ疊ミ背囊帽及ヒ携帶器具ト共ニ定ノ通り棚ノ上ニ置マ

ス

問 屬具袋帶革靴脚絆ハ

答 規定ノ順序ニ皆棚下ノ釘ニ掛ケ置キマス

問 銃ハ如何シテ置クカ

答 銃ハ如何シテ置クカ

問 銃架ニ掛ケ置キマス

問 銃架ニ掛ケ置キマス

問 銃架ニ掛ケ置キマス

問 銃架ニ掛ケ置キマス

ハ自分デ修理シマス餘リ大キナホコロビハ給養班長ニ申出マシ

テ修理ニ出シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

答

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ能ク手入ナシテ置キマス
又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

スルコガアリマス

略装ハ

○公私ノ別ナク平常着用ス

略装其一トハ

○背囊ニ外套ヲ附ケ絨衣袴ヲ着第一種帽ヲ冠リ脚絆ヲ袴ノ上ニス

略装其二

○背囊(外套ヲ附ケス)ヲ負ヒ演習服ヲ着脚絆ヲ袴ノ上ニス第二種帽ヲ用フ

略装其三トハ

○平常屯営内ニ在ル片及練兵等ヲナス片ニ用フルモノトス

小倉服ハ

○平常屯営内ニ在ル片及練兵等ヲナス片ニ用フルモノトス

第五章

服装及武裝ノ注意

服装ハ

軍人ノ容儀ニ關ハルモノナリ故ニ奇麗ニシテ着ナケレバナラヌモノトス

問

帽ヲ冠ル注意ハ

答

左右又ハ前後ニ曲ラス様ニシテ前章ハ正シク正面ニ置キマス隊伍ニ居ル片ニハ服装ノ如何ヲ論セス頤紐ヲ腰ニ掛ケマス

問 下襟ヲ着ケルノ注意ハ
 答 折目ヲ正シク上衣ノ襟ヨリ出ルハ一分ヨリ三分位ニセテバナラヌ
 問 脚絆ヲ着ルノ注意ハ
 答 適宜ニ緊ク之ヲ着ケ脚絆ノ後ノ方カ釣り上リテ踵カ出ナイ様ニシマ
 問 靴ノ穿キ方ハ
 答 必ス紐ヲ締メ踵ハ決シテフミ曲ケナイ様ニ氣ヲ付ケマス
 問 袴留ニ紐又ハ革紐ヲ用ユル所ハ
 答 都テ是等ノ物外ニ出ナイ様ニ締メマス
 問 時計ヲ携帯スルノ注意ハ
 答 緒及ヒ属具ノ外ニ出ナイ様ニ氣ヲ付ケマス
 問 帶革ヲ締ル注意ハ
 答 其縮リ方緩スキス銃劍ハ後ノ方廻ヌ様ニシ前金ヲ躰ノ正中ニ置キ胴
 問 皺ハ必ス之ヲ兩脇ニ置キマス
 答 (但羅紗服ヲ着タトキハ帶革ヲ帶止
 メニ通シ第四第五番目ノ卸ノ間ニ

問 背囊ヲ負ノ注意ハ
 答 其上ノ端ハ肩ト一樣ニシマシテ後ノ方ノ縮革ノ餘チ内ノ方へ折返シ
 又器具ヲ附ケマシタハ其重ミノタメ偏傾ナイ様負革ニテ斟酌シマ
 問 外套ノ附ケ方如何
 答 之ヲ蹄鉄狀ニ着ケ其背囊ノ下ノ端ヨリ食指ノ大サ程短ニシマス時
 トシテ毛布ヲ併セ附ケマスハ毛布ヲ外ニシテ合セ目ヲ向ケ合セ
 問 背囊ノ釣金ノ位置ハ
 答 躰格ノ大キサテ違マスケレモ左右ノ廣サガ同様ニシテ躰ノ中央ヨリ
 三寸カ四寸位ニナシテ置キマス
 問 背囊ノ釣革ハ
 答 緩スギズ張リスギズシテ丁度眞直ニナルノカ長シ又止メ卸紐ハ腋下

問 出入ルノハイケマセン
 出 征ニハ背囊ニ如何ナル物品ヲ入ル、ヤ
 答 彈藥筒三十發、燕口袋、糲二日分、食盤二日分、襦袢袴下各一枚、靴
 下二足、木綿脚絆、木綿足袋、草鞋一足宛、預備器具一組、及罐詰肉八
 十匁即チ四十匁入二個ヲ入レマス
 第六章 非常警報
 問 營内又ハ營外ニ非常ノ事故アルハ
 答 風紀衛兵所ニテ非常ノ號音ヲ吹キマス
 問 非常ノ相圖アルハ兵卒ハ如何スルヤ
 答 銃器ヲ持テ班長ノ引率デ舍前ニ整列シ當番卒ハ各々其場所ニ出マス
 問 臨時呼集トハ如何ナルモノナリヤ
 答 演習ノ爲メカ又ハ兵卒カ平素用意ヲ怠ラサルヤ否ヤヲ檢査スルモノ
 問 臨時呼集ニハ兵卒ハ如何
 答 テアリマス

答 横隊ニ集レノ喇叭ニテ兵卒ハ軍裝ヲナシ(水筒飯盒、豫備靴ヲ除ク)
 問 舍前ニ整列シマス(絨衣袴ヲ着シ夏衣袴ヲ着ス)
 問 營内又ハ營ノ近傍ニ火災アルハ
 答 火災呼集ノ號音ヲ吹奏マス
 問 火災呼集ニテ兵卒ハ如何スルヤ
 答 銃劍ヲ帶ヒ舍前ニ整列シマス
 問 總テ呼集ノ號音アルハ兵卒ハ如何心得ルヤ
 答 極靜カニシテ周章セス最モ早ク仕度ヲシテ班長ノ命ヲ待チマス
 問 前ノ諸號音ニテ扣兵ノ者ハ
 答 扣兵ハ規定ノ服裝ヲナシ速ク衛兵所ニ向ヒ合ヒ整列シマス
 第七章 武器裝具ノ名稱
 一 銃ノ名稱
 二 銃劍ノ名稱
 三 携帶器具ノ名稱

四 背囊屬具ノ名稱
五 彈藥盒及屬具ノ名稱
右ハ實物ニ就テ教授ス

第八章 銃ノ分解結合

問 銃ヲ分解スル順序ハ

答 第一銃劍 第二負革 第三遊底 第四木被 第五上帶駐螺 第六上帶

問 第七彈倉管 第八過筒坐飯ノ駐螺 第九過筒坐飯 第十尾筒駐螺 第十一用心金駐螺 第十二用心金 第十三下帶 第十四銃身

第十五過筒遊底ヲ脱スルニハ

問 遊底ヲ脱スルニハ

答 甲駐脚駐螺、乙駐脚、丙遊底、丁遊頭、甲駐脚駐螺ハ銃身ヲ上ニシテ銃

ヲ水平ニシ横杆ヲ起シ轉螺器ヲ以テ之ヲ脱シ乙駐脚丙遊底ハ銃ヲ水

平ニシテ銃身ヲ上ニシ右手ニテ横杆ヲ引キ徐ロニ之ヲ脱シマス

問 木被ヲ脱スルニハ

答 銃身ヲ上ニシ右手ヲ以テ木被ノ後端ヲ脱シ後チ前端ニ及ビ之ヲ脱シ

マス

問 上帶駐螺及上帶ヲ脱スルニハ

答 銃ヲ立テ銃身ヲ左ニシ左手ニテ照星ノ下ヲ握リ拇指ト食指ヲ以テ上

帶發條ヲ壓シ右手ヲ以テ之ヲ脱シマス若シ銃口蓋ヲ冠シアルハ先

ツ之ヲ脱シテ然ル後チ上帶ヲ脱シマス

問 彈倉管、過筒坐飯ノ駐螺、過筒坐飯ヲ脱スルニハ

答 銃身ヲ上ニシ左手ヲ以テ過筒坐飯ノ下ニ就テ銃ヲ支ヘ撥筒匙軸ヲ連

發ノ位置ニ致シ右手ノ食指或ハ木片等ヲ以テ撥筒匙ヲ壓シ坐飯ヲ脱

シマス

問 尾筒駐螺、用心金駐螺、用心金、下帶ヲ脱スルニハ

答 螺子ヲ緩メ左手ノ拇指ヲ以テ駐帶發條ヲ壓シ之ヲ脱シマス

但シ前床ノ上端ニ於テ照星及前床ニ傷ケサル如ク注意シマス

問 銃身ヲ脱スルニハ

答 銃ヲ左腕下ニ挾ミ銃身ヲ下ニシ左手ニテ照尺ノ下部ヲ支ヘ右手ニテ
 過筒坐銃室ノ前部ヲ叩キ之ヲ脱シマス
 問 搬筒匙ヲ脱スルニハ
 答 搬筒匙軸ノ轉把ヲ旋回シツ、之ヲ脱シマス
 問 第四以下ノ器具ヲ勝手ニ分解スルモ妨ケナキヤ
 答 士官ノ許下アルニ非レバ分解スルコトハ出來マセン
 問 諸器具ヲ分解スレバ如何ニ置クヤ
 答 順序正シク併列シ置キマス
 問 右ノ各目ニ洩レタル器具ハ如何スルヤ
 答 決シテ分解セズ其位置ニ就テ掃除シマス
 問 結合順序ハ
 答 分解ト全ク反對ノ順序ニ致シマス
 問 過筒坐銃ヲ結合スルニハ
 答 先ツ坐銃後端ノ小駐梁ヲ尾筒ノ背部搬筒匙室ノ後端ニアル駐梁室ニ

嵌メ然ル後チ銃身ヲ上ニシ轉螺器ノ尖端ヲ以テ搬筒匙ノ長孔ヨリ過
 筒匙發條ヲ壓シ左手ニテ坐銃ヲ其位置ニ致シマス
 問 遊底ヲ尾筒中ニ納サユルニハ
 答 馱子・抽筒子・遊頭ヲ集結シ尾筒中ニ納メテ然ル後チ遊底ヲ執リ擊鉄
 ナ上ケ左手ヲ以テ銃把ヲ握リ右手ニ槓杆ヲ執リテ尾筒ニ劇突セザル
 如ク遊底ヲ尾筒中ニ送り遊頭ヲ強壓シテ全ク結合シマス
 注意問 彈倉ヲ脱セズシテ遊筒坐銃ヲ分解スルハ
 答 彈倉發條ノ後出スルヲ避ル爲メ右手ノ拇指ヲ以テ押栓ヲ支ヘツ、搬
 筒匙ヲ壓シ遊筒坐銃ヲ脱シ然ル後チ搬筒匙ヲ上ケ匙鼻ヲ以テ押栓ヲ
 支ヘ置キマス
 遊底ノ分解結合
 問 遊底ノ分解順序ハ
 答 第一駐脚駐螺 第二駐脚 第三遊頭 第四擊莖發條駐脚 第五擊鉄
 第六擊莖 擊莖發條

問 諸器具ハ分解スルニ應シ如何シテ置クヤ
 答 分解スルニ應シ順序正シク併列シ置キマス
 問 遊底ヲ結合スルニハ
 答 結合ハ分解ト全ク反對ノ順序ニ行ヒマス
 問 擊莖發條駐脚ヲ脱スルニハ
 答 擊鉄ヲ下シ倒ニ遊頭上ニ置キ擊莖脚輪ノ兩肩ヲ遊頭兩肢ノ窪部ニ支ヘ左手ヲ以テ圓筒ヲ握リ強壓シテ擊莖發條ヲ短縮シ右手ヲ以テ駐脚ヲ旋回シ之ヲ脱シマス
 問 遊底ノミヲ分解スルニハ
 答 一般ノ分解中第一第二ノ手續ヲ省クノミデアリマス
 問 擊莖發條駐脚ヲ結合スルニハ
 答 圓筒、擊莖發條、擊莖、擊鉄ヲ集結シタル後チ擊鉄ヲ下シタル位置ニ致シ油倉ノ蓋把ヲ傾テサル如ク注意シ脚輪ノ兩肩ヲ遊頭ノ兩肢ニ支ヘ發條ヲ壓縮シ擊莖ノ螺子部ヲ全ク擊鉄外ニ突出セシメ擊莖發條

駐脚ヲ螺着シ擊莖ノ後端チシテ駐鉄ノ後面ト齧頭ナルニ至ラシメ尙ホ油倉ノ蓋把ハ其適合溝ニ一致スルニ至テ止メマス併シ擊鉄ニ附屬シタル油倉蓋ハ油倉内ニ油ヲ注入スル時ニアラザレバ脱スルハ出來マセン
 問 遊筒坐鉄分解結合
 答 遊筒坐鉄ノ分解順序ハ
 問 第一過筒坐鉄ノ駐鉄 第二過筒橫杆 第三過筒發條デアリマス
 問 尾筒機關ノ分解順序ハ
 答 第一搬筒匙 第二搬筒匙軸發條 第三逆釣發條駐鉄 逆釣發條
 第四逆釣駐鉄、逆釣 第五引金柱駐 引金
 問 過筒坐鉄以下ノ諸器具ヲ分解スルモ放ケナキヤ
 答 銃工ニ非ザレバ分解結合スルコトハ出來マセン
 問 搬筒過軸ヲ結合スルニハ

答

銃身ヲ成ルベク机^{つく}上ニ置キ照尺^{せうしやく}ヲ上ニシ左手ヲ以テ尾筒^{びやく}ノ下部ヲ握リ右手ニ撥筒^{はんとく}過軸^{かじく}ヲ執リ先ツ其轉把^{てんば}ヲ前ニシテ軸頭^{じくとう}ヲ軸孔^{じくこう}ニ入レ次ニ轉把ヲ四分一下方ニ廻ハシ充分ニ押シ込ミ然ル後四分一後方ニ廻シテ全ク結合シマス

注意問

上帶下帶ヲ分解或ハ結合スルハ如何注意スルヤ

答

其摩擦ニ依リ銃身ノ染候及銃床ヲ損セザルコトニ注意スヘシ

問

下帶ノ螺子ハ緊螺スルモ妨ナキヤ

答

射撃ニ關係ヲ及ボスモノナルカ故ニ之ヲ緊螺セザルヲ良トス

問

轉螺器其他鉄石等ヲ以テ銃ノ諸器具ヲ打ツテ嚴禁スルハ何ノ爲メカ

答

是レ其器具ヲ毀傷シ我ハ不具合ニ至ラシメサルタメナリ

問

螺子ハ都テ全ク緊定スルヲ要ス之ヲ螺着スルニハ成ルベク最初ノ二三旋ハ手ニテ旋回スベシ

答

擊發條^{げいはつ}駐脚^{ちやくかく}ヲ着脱スル爲メ發條ヲ壓縮シタルハ徐々ニ之ヲ伸張セシムベシ是レ其俄然伸張スルハ不慮ノ損傷ヲ來

問

スコアルヲ以テナリ

答

照尺ノ前部ニ於テ銃身ニ塗油スルヲ要スルハ銃ヲ分解セズシテ木被^きノミヲ脱スルヲ得然レハ銃身ニ摩擦ヲ生スルノ害アルヲ以テ屢々之ヲ脱スルヲ禁ス

問

第九章 銃ノ保存

答

連發銃ハ水ヲ以テ洗淨スルモ妨ケナキヤ

問

連發銃ハ凡テ水ヲ以テ洗淨スルヲ禁ジテアリマス

答

發射後銃腔ヲ拭淨スルニハ遊底^{ゆうてい}ヲ脱シ槩^{がい}杖^{じょう}ノ一端ニ洗矢^{せんしや}アレバ乾キタル布片ヲ通シ(フラン

問

ハ布)銃身ヲ下ニシ槩杖ヲ銃口ヨリ送入シ上下數回シテ腔内ニ稍々光輝ヲ發スルニ至レハ布片ヲ去リ更ニ油ニ染ミタル小布片ニ換ヘ上

答

ノ如クシテ腔内ニ塗油シマス銃腔内滓渣多クシテ乾キタル布片ヲ以テ拭ヒ去リ難キハ

問 油ニ浸シタル布片ヲ以テ掃除スベシ

答 銃身ノ外部如何シテ掃除スルヤ

問 染烘シタルカ故ニ決シテ塵粉等ヲ以テ摩擦スヘカラズ軟布ニテ拭

答 ヒ僅ニ塗油スヘシ尾筒ノ内部ヲ掃除スルモ亦然リ

問 藥室部ノ後端、携筒子室、蹶子溝ハ如何シテ掃除スルヤ

答 油ニ染ミタル布片或ハ刷毛ニテ掃除スルカ或ハ軟カナル小木片ヲ以

問 テ丁寧ニ掃除シタル後テ僅ニ塗油スヘシ

答 藥室ハ鏽ヲ防キ抽筒ヲ容易ニセンカ爲メ如何スルヤ

問 僅カニ染油スルヲ要ス決シテ多量ノ油ヲ塗ルベカラズ

答 凡テ鉄具ノ外面ハ悉ク油ニ染ミタル布片ヲ以テ拭フベシ

問 表尺ハ如何ニシテ掃除スルヤ

答 油ヲ塗り遊標ヲ上下スルノ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

底 發條ハ油ニ染ミタル布片ニテ拭ヒ樞軸ニハ適宜ニ油ヲ注クヘシ

問 遊底ノ各部ハ如何シテ掃除スルヤ

答 乾燥セル布片ニテ丁寧ニ拭フベシ其各部ノ室及溝ハ軟カナル小木片

ニテ掃除シ螺線發條ハ細キ麻布ヲ螺絲間ニ通シ旋回シツ、之ヲ拭フ

問 遊底ヲ掃除シ終レバ

答 其内部ニ塗油シテ結合シマス

問 抽筒子頭、遊底ノ蓋狀部、擊莖頭、方厚部ノ兩端及擊鉄ノ階段ニハ適

宜ニ油ヲ注クヘシ

連發機關

問 關發ハ凡テ如何シテ掃除スルヤ

答 外部ヨリ之ヲ拭ヒ適宜ニ塗油スヘシ必要ノ時ニ非レハ分解シマセン

銃床

問 銃床ハ如何シテ手入ヲナスヤ

答 乾キタル布片ヲ以テ拭ヒ而シテ鉄具ノ室ニ鏽ヲ殘スルハ僅ニ油ノ染

ミタル布片ヲ以テ之ヲ摩擦スヘシ又降雨ノ爲メ外部ニ粗造ノ面ヲ生
セシトモ亦然リテアリマス（銃床ニハ亞摩仁油ヲ塗抹シ布片ヲ以テ
充分ニ摩擦シマス

銃劍及銃鍊

問 錆サレ鉄具ハ如何スルヤ

答 錆サレ鉄具ト雖モ乾キタル布片ヲ以テ拭フヘシ決シテ磨研紙又ハ磨
粉等ヲ以テ摩擦シテハナリマセン

問 染烘セサル鉄具ノ微錆ヲ生セシトハ

答 小許ノ油ヲ錆ノ上ニ注キ暫ク其浸潤スルヲ待チ然ル後チ布片ヲ以テ
之ヲ摩擦シマス

問 猶錆ヲ除去シ能サルトハ

答 銃工チシテ掃除致サセマス

問 銃身、銃身、撃莖ヲ掃除スルニハ

答 之ヲ屈曲サル爲メ机上ニ安置シテ摩擦シマス

射撃セサル演習後ノ掃除

問 射撃セサル演習後ノ掃除ハ

答 遊底ヲ開キ洗矢ニ乾キタル布片ヲ通シテ二三回銃腔内ヲ拭ヒ更ニ油
ノ染ミタル布片ヲ以テ之ニ換ヘ然ル後チ銃ノ外部ヲ拭ヒ其鉄部ハ總
テ塗油シマス

問 遊底ハ如何シテ掃除スルヤ

答 分解セスシテ外面ヲ拭ヒ塗油ス若シ雨ニ遇フカ或ハ塵ヲ被リシトハ
之ヲ分解シ充分ニ掃除シマス

問 銃ヲ使用セサルトハ

答 使用セサルト雖モ毎ニ之ヲ拭淨スルヲ怠ルベカラス凡テ鉄具ハ常
ニ油氣ヲ帶フルヲ要ス故ニ兵卒ハ銃ヲ使用スルニ當リ乾キタル布片
ヲ以テ拭フベシ

問 染烘シタル鉄具ノ錆ヲ防クニハ

答 淡ク鐵油ヲ塗ルヲ良トス

銃ノ検査

問 射撃前ニ於ケル銃ノ検査ハ

答 一 遊底及連發機關ノ運動宜シキヤ否ヤ

二 銃腔内ニ布片若シクハ外物ヲ留トメサルヤ否ヤ

三 藥室ハ滑ニシテ其口部ニ起縁ヲ生セサルヤ否ヤ

四 抽筒子頭ノ室ハ充分清潔ナルヤ否ヤ

五 尾筒及遊底ノ螺狀部ニ油ヲ滴シアルヤ否ヤ

問 射撃後ニ於テノ検査ハ

答 銃ニ裝填シアラサルカ 彈倉内ニ藥筒ノ殘留セザルカヲ検査シマス

第十章 検査

検査ノ種類 ○ 武裝検査 細密検査 整裝検査 清潔検査ノ四ツデアリマ

武裝検査トハ ○ 聯隊中ノ武裝ヲ一様ニスルタメ 聯隊長ガ検査スルモノト

細密検査トハ ○ 武器被服其外物品ノ細カナル部分マデ其手入ヤ保存ノ頁

否チ検査スルモノトス

整裝検査トハ ○ 兵器被服ノ着裝ヲ検査シマスコレハ 週番中隊長カ 聯隊長

ノ命チ受ケテ行ヒマス

清潔検査トハ ○ 舍内ヤ武器被服諸品物ノ手入保存清潔ノ頁否チ 土曜日午

后行ヒマス

第十一章 使役

問 當番卒ヲ別テ幾種アルヤ

答 十一 アリマス 一 旅團當番 二 聯隊當番 三 大隊當番 四 醫務室當番 五 士官室當

番 六 曹長室當番 七 舍内當番 八 炊事浴室當番 九 物干當番 十

酒保及將校集會所當番 十一 臨時當番(増役)

問 從卒トハ 將校ノ使用ニナル頁兵卒チ云フ

問 當番卒服務中ノ心得ハ如何
答 平素自分ノ体力ト智慧ノアルナシト志操ヲ試験サル、者ト心得勉強
シテ服務セテバナラヌモノデアリマス

問 第十二章 外出ノ定期
答 日曜其他ノ休業日外出ヲ許サル、時ハ歸營ノ時限ハ如何
夕食前迄ニ歸ラテハナラヌ

問 其外出ノ服装及ヒ携帶品ハ
答 第二種帽ヲ冠リ帶革ニ銃劍ノミヲ通シテ上衣ノ上ニ縮メ手帖ヲ持マ
ス外套ヲ着タハ帶革ヲ其上ニ縮メマス又之ヲ持ツハ捲テ左肩
上ヨリ右腋下ニ掛ケマス又雨天等ニテ脚絆ヲ穿クハ之ヲ袴ノ上ニ
着マス(新年 新年宴會 紀元節 天長節)ニハ第一種帽ヲ冠リマス
(前立ヲ除ク)

問 公用ニテ外出スル時ハ
答 公用印鑑ヲ持テ出マス

問 第十三章 休暇規則
答 現役兵ハ休暇省等ヲ許サレ、事アルカ
勤務ノ慰勞ヤ精勤ノ褒賞等ニ依リテ休暇ヲ許サレマス又父母ノ重病ヤ死
亡等デ己ムヲ得サルハモ願ニ依リ許サレ、事が重キマヌイヌ

問 休暇ノ種類ハ
答 慰勞、褒賞、請願ノ三デアリマス
慰勞、褒賞ニシテ外出ヲ許サル、ハ歸營ノ時限ハ
日夕點呼前迄デス
褒賞、慰勞ハ如何ナル者ニ賜フカ
行狀方正勤務ニ勉勵シ諸技藝ニ熟達シ隊中衆人ノ手本トナル者ニ賜
ハレマス

問 其日數ハ
答 一月ノ内ニ一日デス
慰勞、褒賞ハ營内ニテ晝食ナサ、ルハ

問 其日數ハ
答 一月ノ内ニ一日デス
慰勞、褒賞ハ營内ニテ晝食ナサ、ルハ

問 慰勞、褒賞ハ如何ナル者ニ賜フカ
答 行狀方正勤務ニ勉勵シ諸技藝ニ熟達シ隊中衆人ノ手本トナル者ニ賜
ハレマス

問 慰勞、褒賞ニシテ外出ヲ許サル、ハ歸營ノ時限ハ
答 日夕點呼前迄デス

問 慰勞、褒賞ハ如何ナル者ニ賜フカ
答 行狀方正勤務ニ勉勵シ諸技藝ニ熟達シ隊中衆人ノ手本トナル者ニ賜
ハレマス

問 其日數ハ
答 一月ノ内ニ一日デス
慰勞、褒賞ハ營内ニテ晝食ナサ、ルハ

問 慰勞、褒賞ハ如何ナル者ニ賜フカ
答 行狀方正勤務ニ勉勵シ諸技藝ニ熟達シ隊中衆人ノ手本トナル者ニ賜
ハレマス

答 食料ヲクレマス

問 休暇ヲ得テ二十四時間以上外出スルハ服装及ビ携帯品ハ

答 手帖ト免許証ヲ持チ第二種帽及絨衣袴(夏期ナレバ夏衣袴)脚絆ヲ着シ銃劍ヲ帶ビ外套ヲ以テ出マス

第十四章 褒賞

問 善行証書ハ如何ナル者ニクレルカ

答 現役中行狀方正技藝ニ熟達シ殊ニ勉勵セシ者ニ退營ノ時賜リマスル射撃ノ徽章四種アリ如何

問 第一種(下士卒ノ特別射手ニ與フ聯隊ニ三個)第二種(一等射手ニ與フ各大隊下士ニ二個各中隊兵卒ニ二個トス)第三種(二等射手ニ與フ各中隊ニ六個トス)第四種(三等射手ニ與フ各中隊ニ一個トス)

問 第十五章 勳章ノ種類及起因

答 勳章トハ如何ナルモノナリヤ

問 平時デモ戦時テモ功績ノアリタル者ニ

天皇陛下ヨリ賜ハルノ名

問 勳章ニ何種アリヤ

答 六ツアリマスソレハ菊花章(一等)旭日桐花章(二等)旭日章(八等)瑞寶章(八等)金鷄章(七級)寶冠章(八等)

問 菊花章トカ旭日章トカハ如何ナルモノニ下サルカ

答 平時テモ戦時テモ勳功アルモノニ賜ハリマス

問 例ヘハ忠勇ノ事ヲナシテ他人ノ手本トナルモノ

答 四度戦役ニ出タモ先登シテ功ヲシタルモノ 敵ヲ殺シテ功アル者等ナリ

問 瑞寶章ハ

答 永イ年勤メ戦時ニ骨折テ手柄アルモノニ賜ハル

問 金鷄章ハ

答 戦争中特別テ大きナ手柄アルモノ

問 例ヘハ敵ノ軍旗ヲ奪ヒ取タトカ

答 上官ノ危難ヲ援タトカ 敵ノ大將ヲ生捕タトカ 敵ノ中ヲク、リツテ使ニ行ナドノ手柄アルモノニ

問 下サル 實冠章ハ 婦人ノ勳功アルモノニ賜ハル 從軍記章ト云フモノアリ如何ナルモノニ賜ハルカ 外國征伐ニ出タルモノニ賜ハルモノ 憲法發布紀念章ハ 明治二十三年ノ憲法發布式ノ場ニ出タ人ニ賜ハル 第十六章 疾病 病氣ノ種類如何 就業、半休、全休、入院ノ四ツデアリマス 就業トハ 藥ハクシテモクシテモツノ日ノ課業ヲセテハナラナイモノ (操練ヲ他ノ勤務ニ替ヒ又ハ學術科ノ一ヲユルスモノモ其内デアリマス)ヲ申ス

問 半休トハ 全休トハ 入院トハ 休養室ニ入ル者ヲ申シマス 平朝モハ 病院ニ送ラル、者ヲ申シマス 壹等症トハ 公務上ヨリ起ツタ病氣ヤ傷痕ヲ申シマス (自己ノ失誤ヨリ起ツタ者ハ此限ニアラス) 貳等症トハ 自然起ツタ病氣ヲス (此病氣ニ罹タモノハ給料十分ノ五丈ケ引カレマス) 三等症トハ 自分ノ不養生トカ不品行ヨリ起ツタ病氣ヲ申シマス (此病氣ヲ患ツ

十分ノ八丈ケ
引カレマス
第十七章 陸軍刑法摘要

陸軍刑法ハ軍紀ヲ維持シ軍隊ノ安寧ヲ保護スル爲メ別段ニ設ケタルモノ
ニテ普通ノ刑法ニ比スレハ頗ル嚴重ナルモノナリ軍人タルモノハ此刑法
ニ觸ル様ニ惡イコトヲシテハナラヌ若シ一度刑法ニ觸ル、并ハ其名
譽ナル次第ハ讀法ノ終リニアル通テアルハ、(自白ハ其罰ハ
問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ナスル并ハ其罰ハ
答 大抵死刑ニナリマス(死刑キハ銃ニテ撃チ殺サル、トテアマス)
問 軍人ガ上官ノ命令ニ抗シ又ハ服從セナイモノハ
答 戦時ニハ死刑ニナリマス平時テモ禁錮ニナリマス(禁錮トハ監獄
ノ禁錮場ニ入レラル、ト)
問 軍人ガ上官ニ向ヒ兇器ヲ用ヒ暴行ヲナス并ハ
答 死刑ニナリマス
問 哨兵ニ對シ暴行ヲナスモノハ

禁錮ニナルカ速キ島へ流サレマス
問 軍人戰場ニテ負傷人又衣服や財物ヲ奪取タモノハ
答 死刑カ重懲役テアリマス
問 哨兵ヤ衛兵ガ寢モ銃砲ヲ發タモノハ
答 禁錮
問 軍人上官ヲ罵詈雑言シテ侮ヲシタルモノハ
答 二年以下ノ禁錮ニナリマス
問 軍人哨兵ヲ罵詈雑言シテ侮リタリタルモノハ
答 一年以下ノ禁錮ニナリマス
問 哨兵擅ニ其守地ヲ離ル、モノハ
答 敵ノ前テアツテハ死刑ニナリ平常ニテハ一年以下ノ禁錮
問 軍人政治ニ關ハルトナ講談論說シタルモノハ
答 三年以下ノ禁錮
問 軍人敵ニ奔ルモノハ(降參スルモノ)

答 死刑
 問 斥候偵察ニ出テ詐偽ノ報告ヲナシ又ハ命令ヲ詐リ傳フルモノハ
 答 五年以下ノ禁錮
 問 軍人が屯營ヲ猥リニ離レ六日以上ヲ過クルモノハ
 答 禁錮
 第十八章 懲罰令摘要
 問 懲罰トハ
 答 軍人が故意不注意懈怠過失ヨリナシタル輕イ罪テ刑法ニ當ラナイ者
 ヤ身ノ行カ不始末テアルモノヲ懲戒スル爲メニ設ケラレマシタ罰
 テアリマス
 問 惡イコヲ貳個以上一度ニスルルハ如何對セラルカ
 答 兩方共其對テ課ラレマス
 問 兵卒ハ如何ナ罰ヲ課ラルカ
 答 重營倉輕營倉ナリ

問 重營倉トハ如何ナル罰カ
 答 都テ故意ノ犯罪ニ該ルモノヲ罰スルモノテアサマシテ寢具ヲ與ヘズ
 食物ハ飯盥及ビ水ノミヲ給ス
 問 輕營倉トハ如何ナル罰カ
 答 疎虞懈怠過失ノ犯罪ニ當ルモノヲ罰スルモノニテ寢具及ビ食物ハ平
 常ト違ヒマセヌ
 問 苦役トハ
 答 重營倉一日ハ苦役三日 輕營倉一日ハ苦役二日ニ換ヘラレマス
 問 諸卒ハ滿罰ノ后佩劔ヲ禁セラルカ
 答 犯行ノ情狀ニヨリ禁セラルカ
 問 重營倉ノ罰ヲ受クレバ日給ハ如何
 答 日給十分ノ八ヲ引カレマス
 問 輕營倉ノ罰ヲ受クルハ
 答 日給十分ノ六ヲ引カレマス

問 重營倉ニ入レラル、モノ勤務演習ハ如何

答 重營倉ニ入レラル、モノハ演習ニモ勤務ニモ外へ出ルコトハ出來マセ

問 シ輕營倉ハ演習ニハ出ラレマスケレモ勤務ニ出ラレマセヌ

答 中隊長殿ノ前ニ行キ今日ヨリ后決シテ惡キコトヲセヌト云フコト申述

ベマス

第十九章 衛兵勤務

問 衛兵ノ名ハ如何

答 儀仗衛兵 衛戍衛兵及ビ風紀衛兵

問 儀仗衛兵トハ

答 兩陛下ノ行在所皇族ヤ將官ノ旅館ヲ守ル者テアリマス

問 衛戍衛兵トハ

答 衛戍地ヲ靜ニシ官省倉庫ヲ警備モノデアリマス

問 風紀衛兵トハ

答 營内ヲ靜ニシ定則ヲ嚴重ニ守ラシムル者ヲ云

問 風紀衛兵ノ任務ハ

答 營中一般ノ風紀ヲ維持シ内外ノ用儀ヲナス者デアリマス

問 衛門出入ノ軍人ニハ如何ナルコトヲ氣ヲ附ルカ

答 軍人ノ態度ヤ服装等其法ニ違フ者アル非ハ之ヲ正シマス

問 衛兵ヲ務ル中服装及武器ニ就テハ如何注意スベキカ

答 服装ヲ正シ武器ヲ清潔ニシマス

問 衛舎ニ於テ禁セラル、件ハ

答 高聲ヲ發スコト物品ヲ取亂スコト司令ノ許可ナク妄リニ衛舎ヲ離ル、コト

問 故ナク衛舎ノ前或ハ銃架ノ近傍ヲ徘徊スルコト等ナリ

答 衛兵ハ睡眠ヲ許サル、カ

問 夜ニ入レハ其若干名ニ假

答 睡ヲ許サル、ト雖モ速ニ銃前ニ集リ得

問 ルノ準備ヲナシテ寢ルモノデス

答 歩哨ハ如何シテ其任務ヲ果スカ

答

何様ナ場合デモ身命ヲ棄テ其任務ヲナシマス故エ誰テモ歩哨ノ守則

問

ヤ規則ニ違フナ許サス嚴ニ之ニ從ハセマス

答

歩哨ハ人ニ守則ヲ告ルモ妨ゲナキカ

問

巡察ノ將校下士衛兵司令若クハ其下士及ビ上等兵ニアラサレハ語

ルヲ得ス

問

歩哨交代ノ片ハ

答

上番ノ歩哨ハ其守地ニ於ケル特別ノ守則ヲ受ケ又物品ノ破損紛失等

問

ナキヤヲ檢査シ若シ之レアラハスクニ誘導ノ歩哨掛ニ申出ベシ

答

歩哨ハ常ニ哨舎内ニ在ルカ

問

雨雪ノ片ハ其ノ哨舎ニ入ルガ出來マスサレモ不意ノ事變發生シ或

答

ハ哨舎ヨリ充分見ヘナイ片又ハ敬禮ヲ行フ片ハ哨舎ノ外ニ出マス

問

歩哨哨地ノ外ニ行動コトカ出來ルカ

答

三十歩以内ニ動クコト出來マス

問

歩哨守地ニ在テ如何ナルコトヲ禁セラルカ

答

物ニ倚リ掛リ又ハ腰ヲ掛ケ又ハ歌フタリ烟草吸フタリ人ト談話スル

問

等怠惰ノ舉動ハ嚴ク禁シテアリマス

答

歩哨ハ雨覆ヲ以テ頭ヲ覆フヲ得ルカ

問

如何ナル時テモ頭ヲ覆フコトハナラヌ

答

第三編 第一章 地物利用

問

地形ヲ利用スルハ何ノ爲メカ

答

戰鬪ニ勝利ヲ得ル爲メノ手段デアリマス

問

遮蔽物トハ如何

答

身体ヤ運動ヲ匿シテ損傷ヲ少クスルモノデアリマス

問

敵ノ彈ヲ防グノ出來ヌ遮蔽物ノ種類ハ

答 牆壁、ヤ土、石ノ高マリタルモノテアリマス

問 此ノ様ナ遮蔽物ノ用ヒ方ハ

答 右ノ端ニ據テ敵ニ身体ヲ見ラレヌ様ニシテ射撃ヲスルカ又ハ上端カ

ラ射撃シマス

問 市街ノ内ニテハ何方ノ家ニ據ルカ

答 左ノ方ニ在ル家ノ隅ニ據リマス

問 堆土ヤ溝又ハ畝ノ后ニ在ルハ

答 膝姿ヤ伏臥ヲシテ射撃ヲ致シマス

問 頂界線ニ據ルニハ

答 小シ後ロノ方ニテ何時テモ敵ノ方ノ見ヘル處ニ居リマス

問 遮蔽物ニ據ルノハ何ノ爲メカ

答 視ヲ能クシテ敵ヲ射撃シ身ヲ隠シテ敵ニ近ヅク様ニスル爲デアリマ

問 森ノ縁ニ壕モ土堤モナク敵ノ大砲ノ恐レガアルハ

答 森ノ端ニアル木ノ后ニ據リマス

問 モシ敵ノ大砲ノ心配ナキハ

答 林ノ縁ノ后ロ二三米突ノ所ニアル樹木ノ後ニアツテ能ク前ノ方ノ土

地ノ見ヘル所ニ居リマス

問 木ノ后ロニ據ルハ

答 銃ヲ木ノ枝ニ托セテ照準ヲ確カニ致シマス

問 大キナ木ニ據ル方法ハ

答 左ノ前臂ヲ幹ニ付ケテ銃ヲ掌ノ内ニ托セマス

問 木カ少サイハ

答 左ノ掌ヲ木ニ附ケ銃ヲ親指ト人差指トノ間ニ持セマス

問 牆ヤ壁ヲ用ユルニハ

答 壁ガ高ケレバ上部ヲ毀チ又壁ガ甚タ高イハ階段ヲ拵ヘタリ銃眼

ヲ明ケマス(銃眼トハ銃ヲ出ス穴ヲ云フ)

問 寄ルコノテキヌ遮蔽物ハ

射撃が出来ナイカ又ハ容易ク越スノ出来ナイ者テアリマス

掩堡ニ寄ル方法ハ

左リノ臂ヲ脛徑ニ寄セルカ右足ヲ后ニヤリ身体ヲ内平ニ附ケルカ又

兩肘ヲ脛徑ニ附ケ銃ハ胸牆ノ上ニ置キマス

平ラナ土地テ何モ身ヲ隠スモノガナイトキ散兵如何スルヤ

ソノ片ハ伏臥マス

第二章 方位學

方角ヲ識ルニ三アリ如何

其一太陽ニテ知ル

其二極星ニテ知ル

其三磁石ヤ時計ニテ知ルテアリマス

太陽ニテ北ヲ知ルハ

正午太陽ヲ後ニシテ立チマシタトキ其身体ノ影ノ生タル方ハ北テアリマス

午前九時午后三時ニハ太陽ハ何方ニアルヤ

九時ニハ東南ニ三時ニハ西南ニ在リマス

極星ハ何處ニアルヤ

大熊星ノ端ニアル一星ヲ通シタ線ノ上ニテ其二星ノ距離ノ五倍

許ノ所ニアリマスユノ星ガ眞北テアリマス

時計ニテ方角ヲ知ル法

自分ノ影ト短針トヲ重ナラセ此短針ト十二時トノ間ヲ等分ニス

ル線ヲ引キ伸シタ方カ北テアリマス

磁石ニテ南北ヲ知ルハ

磁石ヲ平ニシ針ノ青イ方ハ北テアリマス

北ヲ知レバ其他ノ方角ヲ知ルニハ

北ニ向ヒテ自分ノ右手ノ方カ東左ノ手ノ方カ西背ノ方カ南テアリマ

第三章 地形ノ識別

問 陰蔽地トハ
答 森林 家屋 叢樹 園墻耕作物等ノ爲メ視通ノ出來ナイ土地ヲ申
シマス

問 敞開地トハ
答 遠ク視通ノ出來ル土地ヲ云ヒマス

問 平坦地トハ
答 高低ナク土地カ眞平ナル地面ヲ云ヒマス

問 不齊地トハ
答 高低アリテ波ノ形ヲナス土地ヲ云ヒマス

問 平原トハ
答 地面カ敞開廣原ヲ申シマス

問 高地トハ
答 土地ノ高ク廣イ處ヲ云ヒマス

問 丘阜トハ

問 孤立ノ隆タル地ヲ云ヒマス
答 堆土トハ

問 地ノ小ナ高マリヲ云フ
答 高平原トハ

問 山ノ頂ニアル平地ヲ云フ
答 頂界線トハ

問 山ノ降り口ヲ申シマス
答 山頸トハ

問 二ツノ山カ半服ニテ交ハリタル處ナリ
答 隘路トハ

問 橋 土堤 谷間又ハ田中ニアル道路等ニテ軍隊狹イ正面ヲナケレハ
答 通ホルコノデキナイ所ヲ申シマス

問 右岸又ハ左岸トハ
答 川下ノ方ニ向ヒ其右ノ方ヲ右岸ト謂ヒ左ノ方ヲ左岸ト云フ

問 淺瀬トハ
 答 川ノ水カ浅クシテ向ヒノ岸ニ渡ルコノ出來ル場所ヲ云フ
 問 鑿開道トハ
 答 高キ處ヲ切り下ケテ作りタル道テ兩側ノ地ヨリ低キモノデス
 問 築堆道トハ
 答 土ヲ積ミテ作りタル道テ兩側ノ地ヨリ高キモノヲ云フ例ヘハ土堤ノ上ノ道ノ如シ
 問 鐵道トハ
 答 瀛車又ハ馬車ノ通ル様ニ鐵條ヲ路ノ上ニ敷キタルモノヲ云フ
 問 隧道トハ
 答 高キ地ノ下ニ穴ヲ明ケ人ヤ車ノ通ル道路ヲ云フ
 問 道路ノ交叉点トハ
 答 澤山ノ道カ集マリタル處ヲ云フ(四辻ヤ三辻ノ如シ)
 問 四本ノ道カ集マツタノヲ何ト云フカ

答 十字路ト申シマス
 問 三本路ノ集ツタノヲ何ト云フカ
 答 三叉路ト云フ
 問 停車場トハ
 答 旅客又ハ荷物ヲ積ミ卸シスル爲メ瀛車ノ停マル處ヲ言フ例ヘハ姫路停車場ノ如シ
 問 森林トハ
 答 樹木ノ生ヒ茂ル處ヲ申シマス
 問 並樹トハ
 答 道路ノ兩側又ハ一側ニ木ヲ植ヘ並ベタル者ヲ謂ヒマス
 問 市街トハ
 答 大路トカ東京、西京、大坂、ノ如キ繁華ナル地ヲ謂ヒマス
 問 村落トハ
 答 二三十軒ヤ又ハ二三百軒モアル村ノコトデス

問 牆トハ
 答 土又ハ石或ハ煉火石等ニテ土地ノ境ヲツケタル牆ヲ謂ヒマス
 問 籬笆トハ
 答 土地ノ境ニ植ヘ列ヘタル竹又ハ木ノ垣ヲ云フ
 問 第四章 前哨
 前哨トハ
 答 休憩ナル軍隊ヲ掩護スル爲メニ出ス部隊ヲ云フ
 問 前哨各線ノ名稱ハ
 答 歩哨又ハ下士哨小哨又ハ獨立下士哨 前哨中隊 前哨本隊トス
 歩哨トハ
 單哨ヤ復哨ヲ申シマス
 單哨トハ
 一人守地ニ居ルモノヲ謂フ
 復哨トハ

問 答
 二人一地ニ居テ看守スルモノヲ云フ
 下士哨トハ
 下士一人兵卒六人一地ニ居リ内二名ツ、前方ニ出テ看守スルモノナ
 問 査哨トハ
 答 通行ヲ許シタル路ニ在ル下士哨ニテ通行人ヲ検査スルモノデス
 問 獨立下士哨トハ
 答 前哨本隊又ハ前哨中隊ヨリ場合ニヨリ肝要ナル地ニ出スモノデス
 問 小哨及ヒ獨立下士哨ノ番号ノ付ケ方ハ
 答 相通シテ右翼ヨリ番号ヲ付ケマス例ヘハ第一小哨第二獨立下士哨ノ
 如シ
 問 歩哨ノ番号ノ唱ヘ方ハ
 答 復哨下士哨ニ論ナク右翼ヨリ番号ヲ付ケマス例ヘハ第一歩哨第二下
 士哨第三歩哨ノ如シ

其一 歩哨ノ任務

問 歩哨ノ任務ハ
 答 敵ノ動靜ヲ観テ異状ヲ知ラスノガツトメデアリマス
 問 歩哨ノ居所ハ
 答 身ヲ隠蔽物ノ后ニ置キ頭バカリヲ出シ武器又ハ身体ヲ動サズ敵ヲ見
 敵ニ見ラレヌ様ニシテオリマス
 問 若シ樹木草葉等展望ヲ遮ルルハ
 答 之ヲ取り除ケマス
 問 復哨ハ如何ニシテ警戒ヲナスヤ
 答 復哨ハ二名守地ニ在テ看守シ内一名ハ時々陰蔽地等ヲ見廻リ隣リノ
 歩哨トノ連絡ヲシマス
 問 其行動ノ一名ハ何ト云フカ
 答 動哨
 問 歩哨交代ノ時ハ如何コトヲ申シ送ルヤ

答 新舊兩歩哨トモ敵ニ向ヒテ併ヒ自分ノ見タリ聞タリシタ事ヤ前ニ受
 ケタ守則又ハ近傍ニアル道路距離等勤務ニ利益アル事ハ皆申送ルナ
 問 歩哨交代ヲナシ小哨ニ飯レハ
 答 自分ノ立ッテ居タルニ出来タ事柄ヲ小哨長ニ報セマス
 問 歩哨銃劔又ハ彈藥筒ハ如何
 答 銃劔ハ夜間ノミ着彈藥筒ハ常ニ装填マス
 問 歩哨ハ敬禮ヲナス乎
 答 敬禮ヲシマセヌ何ナレハ敬禮ノ爲看守ヲ誤ル 恐カアルカラデス
 問 銃前哨トハ如何ナルモノカ
 答 小哨ヤ前哨中隊ナトヲ直接ニ守ル單哨(或ハ復哨)ヲ申シマス
 問 銃前哨ハ敬禮ヲナスカ
 答 否敬禮ヲシマセシ故ニ上官カ来テモ銃ト云ヒマセン
 問 歩哨若シ上官ニ尋問セラレシ井答ヘ方ハ

答 看守ヲ 意ズ只姿勢ヲ正シ答ヒマス決シテ上官ノ方ニ向キマセヌ

其二 前哨線ノ出入

問 歩哨線ノ出入ハドシナモノニ許スヤ

答 我軍ノ將校密集部隊斥候及傳令使ノミデアリマス其外ノモノハ查哨

ノ方ニ遣ル

問 歩哨ノ差圖ニ從ハナイモノハ

射撃シマス

其三 降參人

問 降參人來ルハ

答 歩哨線ヨリ百米突計リ前ノ處ニ停ラセ武器ヲ下ニ置カセ乘馬ノモ

ノハ其腹帶ヲ解カセ查哨ノ方ニ遣ル

查哨ノ復哨ニ在テハ

問 后ロニ居ル查哨長ニシラセマス

其動作ヲナサシムルニハ

答 言葉ヤ手眞似ヲ用イマス

其四 軍使

問 軍使ハ如何シテ來ルヤ

答 敵ノ一將校僅カノ兵ヲ連レ白旗又ハ白布ヲ揚又ハ記号ヲシナカラ來

マス

問 其取扱方ハ

答 查哨ノ方ニ遣ル

問 查哨ノ復哨ハ

答 歩哨線前若干ノ處ニ停トメ直チニ后ノ長ニ報ラセマス

查哨ノ下士ノ來ル迄ハ

問 軍使之ニ從フ兵卒ハ其地デ外方ニ向カセマス

歩哨ハ軍使ト對談スルモ良キヤ

問 彼ト對談ハ決シテナリマセヌ

其五 敵ノ發見

問 步哨ハ敵兵近ツクハ
 答 記号ヲ之ヲ小哨ニ通知スルカ又ハ復哨ノ一名カ走テ之ヲシラセマス
 問 他ノ一名ハ其場所ニ居テ成ル丈ケ身ヲ匿シ看視ヲ怠ツテハナリマセ
 答 然テハ敵兵愈々近クハ
 問 二三度急射撃ヲナシテ警報シマス
 答 步哨優勢ナル敵ニ逐レタト退却スルニハ
 問 我小哨ニ退却スル爲メ必ス迂路ヲシテ歸リマス
 答 其六 夜間勤務
 問 夜歩哨ハ眼ト耳ト何レヲヨク使フカ
 答 夜ハ眼ヨリ耳ヲヨク使ヒマス
 問 歩哨ハ頭ヲ包ミテ良キカ
 答 敵ノ近接ノ響音ヲ容易ク聴キ取ラン爲メ頭ヲ包ムトハナリマセヌ
 問 夜方角ヲマチガエナイヌルニハ如何ナル手段ヲナスカ

問 晝ノ間ヨリ看視スヘキ方ニ高クシテ動カナイ標点ヲ撰ミ置キマス
 答 夜歩哨ノ傍ニ來ルモノアレハ
 問 銃ヲ構ヘテ止レト呼ビマス
 答 三度呼テモ止ラサレハ
 問 射撃シマス
 答 止ルハ
 問 誰カト問ヒマス
 答 疑ハシキ者ハ
 問 查哨ノ方ニ遣リマス
 答 夜間歩哨線ノ出入ヲ許スモノハ誰カ
 問 晝ニ許スモノハ夜間モ亦之ヲ許シマス
 答 歩哨線上ニテ射撃ノ聲ヲ聞シハ
 問 最モ近い復哨ノ一名其方向ニ往テ其原因ヲ見届ケマス然レトモ遠ク
 答 進ミマセヌ

問 二名共其守地ヲ離レテ良キカ
 答 何時ニテモ兩名同時ニ其守地ヲ離レテハナリマセヌ
 問 夜歩哨カ互ニ出會タキハ
 答 記号ヤ暗号ニテ互ニ識リ別ケマスル
 其七 小哨及前哨中隊
 問 小哨ノ任務ハ
 答 歩哨ヲ派出シテ見張ヲナシ敵襲ニ當テ最初ノ抗拒ヲナシマス小哨ノ兵ハ命令ニ依背囊ヲ卸ス然レドモ彈藥盒帶草及水筒ハ之ヲ身ニ纏フ長官小哨ニ來ルルハ兵卒ハ依然休憩シアルヘシ
 問 前中隊ノ任務ハ
 答 小哨ヲ出シ敵襲ニ當テ之ニ増加シ或ハ其敗ル、ニ當テハ之ヲ收容シテ敵兵ヲ防キ過ムルニ任ズ前哨中隊ノ兵ハ背囊ヲ卸ス然レトモ一部ハ又銃線ノ側ニ在リテ戰備ヲ怠ル可ラス而シテ一人ト雖モ許可ナク他行スベカラス

其八 斥候
 問 斥候ノ任務ハ
 答 敵方ノ土地ヲ搜索シ敵ノ様子ヲ觀察モノテス
 問 斥候行進ニ專ラ用儀スル件々ハ
 答 互ニ談話セヌ一煙草ヲ吹ハヌ一常ニ身ヲ隠シテ行進一足音ヲサセヌ一ヲ務メ又能ク地形ヲ記憶シマス
 問 晝ハ如何ナル地物ニ據テ進テ捜カ
 答 ナルタケ生籬阻塙凹道等ヲ潜ミ行キ又ハ森林等ニ潜伏テ敵ノ様子ヲ見マス
 問 夜又ハ霧深キルノ行進ハ
 答 成丈低キ地ヲ通り屢々停ツテ耳ヲ地面ニ傾ケ音響ヲ聞キ其怪キ足音ヤ蹄音ヲ聞クルハ身ヲ隠シテ之ヲ捜シマス
 問 斥候山ヲ搜索ニハ
 答 一名ヲ登ラセ其山ノ上ニ敵ノ有無ヲ見サセ一名ハ其后ニ跟テ行キ他

問 八山麓ニ在テ八方ヲ見テ居リマス異狀ガナケレハ續イテ進ミマス
 敵兵ノ行進ヲ見タレハ
 答 成ル丈ケ隠レテ之ニ目ヲ注ケ敵兵ノ多イカ寡ナイカ又其敵ノ行目的
 ヲ知ルルガ肝要テアルカラ射撃ハシマセシ
 之ヲ報告スルニハ
 問 敵ニ見ラレナク退却一カ出來レバ其一名ヲシテ速ク報告マスカ又ハ
 記号ヲ以テ報セマス
 答 敵ノ歩哨或ハ斥候ニ認ラレタレハ
 問 速ニ身ヲ隠シナルダケ争鬪ヲセス若シ誰カト問ハレテモ成ルヘク返
 答シマセヌ
 問 敵ノ伏兵ニ遇フカ或ハ數多ノ敵ニ出遇タレハ
 答 各自ニ散リ離レ生捕ニナラヌ様ニシテ前ニ定テ置タ集合点ニ歸リマ
 ス
 問 斥候敵ヲ射撃スルハ何ナレカ

答 數多ノ敵ガ我方ニ進ムテ行ルノヲ本隊ニ報告スル手段ト時間ガナキ
 非テアリマス
 問 斥候歩哨線ヲ通ルルハ如何スルヤ
 答 其近邊ノ歩哨ニ其行ク方向ヲ示シテ七歩哨ノ監視ノ區内ニ於テ敵ノ容
 子ヲ質問シ又ハ告知マスル
 問 斥候互ニ相出會フレハ
 答 互ニ見聞シタル事ヲ話シ合マスモモ夜ナレハ互ニ記号ヲ用ヒテ識
 別ス
 問 斥候行進中展望ニヨイ地物ニ差掛レハ
 答 早速之ニ登リマシテ諸景況ヲ觀察スヘシ
 問 斥候村落ヲ通ラナケレハナラヌ時ハ
 答 先ツ外部カラ其内部ノ狀況ヲ見テ其情報ヲ確メテカヲ通リマス
 問 敵ノ方ヨリ來ルモノニ遇フタナレバ
 答 其者ニ敵ノ容子ヤ道路ヲ尋子マス

問 敵ノ行軍縦隊ヲ見タレハ

答 其兵種ヤ列數ヲ觀テ縦隊ガ某一点ヲ通り越ス時間ヲ以テ其兵數ヲシ

問 リマス大抵歩兵一中隊ハ四列ナレバ一分時間デアリマス

答 敵兵發見ノ爲メ出サレタル斥候ハ

問 敵ノ占領スル陣地ヲ熟視スルマテハ飯ルヲガデキマセヌ

其九 巡察

問 巡察ノ任務ハ

答 歩哨ノ勤惰ヲ視察シ隣ノ小哨トノ連絡ヲ保テ又場合ニヨリ歩哨ヲ援

フコトアリ

第五章 行軍

行軍トハ軍隊ガ一地ヨリ一地ニ轉スルタメ行進スルヲ云フ

行軍ニ二種アリ旅次行軍ト戰鬪行軍ナリ

旅次行軍ハ敵ト甚ダ遠隔シアル行軍ヲモノナリ

戰鬪行軍ハ敵ト近接シタル行軍ヲモノナリ

之ヲ警戒行軍トモ云フ

其一 行軍前及ビ行軍中ノ注意

行軍出發前ノ注意ハ

出發前能ク靴ニ油ヲ塗リ銃ノ手入ヲナシ殊ニ雨天ナレバ鐵ノ部ニハ

ヨク油ヲ塗ル

雨天ノ片紙又ハ布片ヲ銃口ニ填メ銃口蓋ニ代用スルモ妨ケナキカ

不可ナリ雨ノ浸透ヲ防ガントシテ却テサビガ出ルモノデアリマス

靴ヲ背裏ニ着ル注意ハ

右足ノ靴ハ右ニ左足ノ靴ハ左ニカタク付ケマス

水筒ノ掛方ハ

左肩背裏負革ノ下ヨリ右腋下ニ掛ケ其后ノ方ノ革ハ帶革ノ下ニ前

ノ方ハ帶革ヨリ外シ置ク

問 行軍中銃ノ持方ハ
 答 兵卒ノ隨意デアリマスケレハ銃口ヲ右左ニ傾ケ又ハ銃口ヲ下ケテ他人ノ妨トナル様ナリハ決シテ出來マセン
 問 行軍隨意ニ隊列ヲ離ルコトヲ得ヘキカ
 答 恣ニ列伍ヲ離レ河ヤ井ニ止リ水ヲ飲ンデハナリマセヌ
 問 兩便等己ムヲ得サル要事出來セシハ
 答 其所屬士官又ハ下士ノ許ナ請ヒ銃ハ必ス同列兵ニ托ム而シテ早ク其隊ニ復ラテバナラヌ
 問 兵卒右ノ諸注意ヲ怠レハ
 答 必ラズ嚴罰セラレマス
 問 行軍中兵卒發病セシハ
 答 上等兵ノ監護テ隊後ニ殘リ軍醫ノ來ルヲ俟テ診斷ヲ受ク
 問 行軍ニ當リ最モ大事ニスベキ者ハ

答 靴デズ靴ガ足ニ合ハナケレハ靴傷チ起シ爲ニ歩行コガテキヌ様ニナリマス
 問 行軍中淺瀬ニ逢フハ
 答 銃ヲ上流ノ方ノ肩ニ擔ヒ對岸ノ一点ニ目ヲ注ケ涉リマス又水深キハ彈藥盒其他濕レテナラヌモノハ背囊ノ上ニ置キマス
 問 渡船ノ心得ハ
 答 必ス跪坐シ靜ニシテ船カ如何ニ動レ必ラス靜ニシテ渡リマス又船中テハ射撃ヲシマセヌソレハ船ニ動搖チ起シアブナイカラテアリマス
 問 歩兵ノ渡涉シ得ル水ノ深サ如何
 答 河ノ底固ケレバ歩兵ハ一米突迄テスサレハ河ノ底巖ヤ石又ハ泥濘ノ中ハ六ケ敷アリマス
 其二 行軍警戒法
 問 警戒行軍ニ於ケル部隊ノ名稱ハ

問 前衛 側衛 后衛ナリ
 答 前衛ノ區分ハ
 問 前衛本隊前兵尖兵テアリマス
 答 前衛ノ任務ハ
 問 行軍スル兵隊ヲ安全サセルタメ通ル道ノ近傍ヲ搜索シ又ハ障礙物
 答 ヲ除ケ又ハ敵ヲ襲撃シ又ハ抗拒ヲナシテ本隊ニ戦闘ノ用意ヲサセマ
 問 スルモノテス
 答 尖兵ノ行進ノ仕方ハ
 問 多ハ疎散テ行進シマス其人員ハ一分隊以上テス
 答 側衛トハ
 問 本隊ノ側面ヲマモル爲メノ隊ヲ申シマス
 答 后衛トハ
 問 本隊ノ後口ヲ護リ敵ノ追來ルノヲ支ヘルモノテス
 答 道路上ノ斥候隘路ニ逢フハ

問 決意テ直ニ進入シ成ル可ク速カニ搜索ス
 答 此地敵ノアラサルヲ知ラハ
 問 隘路ノ前方若干距離ニ止リ后ノ尖兵ガ全ク通過スルヲ待チ元ノ距離
 答 ヲ取ツテ進ミマス
 問 橋梁ニ逢フハ
 答 橋ヲ破壊ノ爲メ爆藥等ノ(橋ノ種類ニテキマリナケレハ)
 問 装置ガアルカナイカ検査シマス
 答 道路支分アルハ
 問 一兵ヲ駐メテ後方ノ隊ニ行ク路ヲ知ラセマス而シテ後ノ隊カ來レハ
 答 所属部隊ニハイル
 問 敵ヲ發見セシハ
 答 進コトナク速ニ其事由ヲ尖兵長ニ報セマス
 問 敵ノ方ヨリ來タルモノニ遇フハ
 答 悉ク之ヲ捕ヘテ直ニ后へ送りマス

問 敵兵ヲ發見シタルモ早ク後方ノ隊ニ報スルニ手段ナキハ

答 數回急射撃ヲナシテ之ヲ知セマス

問 前兵ノ任務ハ

答 尖兵ヲ救ヒ又ハ之ヲ收容スルヲ任トス

問 前衛本隊ノ任務ハ

答 先進諸隊ヲ救ヒ又ハ收容シテ戰鬪ヲ保支シテ本軍ニ戰鬪準備ヲサセ

問 ルモノテス

答 後衛ノ區分ハ

問 後衛本隊ニ後兵 尖兵トス

答 第七章 徵候 記号 暗号

問 徵候トハ

答 戰場ニテ敵ノ動靜ヲ知ルコトノ出來ル証憑ヲ云ヒマス

問 塵埃ノ正シク飛揚スルハ

答 通常行軍スル縱隊カ通ルシルシテアリマス

問 塵埃ニテ行進ノ方向ヤ兵ノ數カ知レルカ

答 塵埃ノ飛揚ル方向多少ヲ見テ縱隊行進ノ方向ヤ其多少ヲ知ルコトカ出來マス

問 塵埃飛揚ル高低濃淡ニテ兵種ヲ區分スルヲ得ルカ

答 塵埃ガ濃シテ低キハ步兵高クシテ淡ハ騎兵極濃密シテ間斷ナルハ砲兵又ハ輜重兵デアリマス

問 車轡聲馬ノ嘶鳴村ノ内ノ犬ノ連吠ハ

答 通常軍隊カ通ル徵ナリ

問 人跡 蹄 跟 及車轍ヲ見テハ

答 敵兵ノ多少編成及行進方向ヲ知ルヲ得

問 土人ノ不遜ナルハ

答 敵兵近キノ兆ナリ

問 敵地ニ在テ土人ノ恐怖スルハ

答 敵兵宴キカ又ハ遠キ兆ナリ

問 舟ヲ燒キ橋ヲ破壞スルハ

答 退軍ノ兆ナリ

問 燎火ノ光輝ノ多少ハ

答 敵ノ多少ヲ知ルベシ

問 武器ノ光リ盛ニ輝クハ

答 敵前進スルナリ

問 武器ノ光リ或ハ多ク少ク又隠レ又輝クハ

答 敵退却ナリ

記號

問 記號トハ

答 言語ヲ用ズ諸種ノ相圖ヲナスコトアリマス例ヘハ

問 記號ハ如何ナル場合ニ用ユルカ

答 行軍ノ前哨ノ時又ハ散兵ヲ指揮スル時ニ用イマス

暗號

暗号ハ互ニ織リ合フ相言ニシテ要塞ノ戦ノ時用フルモノナリ故ニ敵ニ知

ラレサル如ク用填スベシ

暗号ヲ用フルニハ「止レ」誰カ「暗号ニ進メ」例ヘハ「義経」「吉野」ト云フ

義経ハ人名吉野ハ地名ナリ

第八章 宿營

宿營トハ軍隊ノ一地ニ宿泊休憩スルヲ云フ

宿營ニ三種アリ舍營ト露營ト村落露營ナリ

舍營トハ軍隊人家ニ宿泊スルヲ云フ

舍營ニ二種アリ尋常舍營緊急舍營ナリ

尋常舍營ハ敵ト遠隔テアル時休養ノ爲沿道ノ人家ニ泊ルモノナリ

尋常舍營ニ二種アリ方法アリ給養ノ仕方ニテ區別ス甲ハ舍主炊爨乙ハ部

隊自炊ナリ甲ハ宿主ヨリ食物ヲ調シテ出スモノ乙ハ軍隊カ自カラ食事

ヲ調理スルモノナリ

緊急舍營トハ敵ト近接シアル時嚴重ナル戦備ヲナシツ、舍營スルモノナ

露營トハ全ク露天ニテ夜ヲ明カスカ又ハ急造掩屏内ニ宿スルヲ云フコレ
 ハ敵ニ近接シ一寸モ油斷ノテキ又時又ハ舍營スベキ人家ナキトキ用フ
 村落露營トハ舍營スヘキ人家ノ不足トキ半分ハ舍營シ半分ハ露營スルヲ
 云フ
 舍營ニ就キタルトキ兵卒ハ武器被服ノ手入整頓ヲナシ常ニ不時ノ事變ニ
 應スル用意ヲ怠ルヘカラス
 緊急舍營ニ於テ兵卒ハ服装ヲ乱サス背囊銃器ヲ身邊ニ置キ眠臥シ窓戸ヲ
 明ケ各家屋ニ兵卒一名点火シテ警戒ス
 緊急集合所トハ舍營中不時ノ時變生リタル時ニ集合場所ヲ云フ
 露營ニテ兵卒ハ露營ノ設備及雜役ニ従事スル間ハ敬禮ヲ行ハスモシ上官
 ヨリ呼ハルハ直ニ立シテ答ヲナス
 露營中呼集アル時ハ武器ヲ携フルコトヲ集合場ニ出ツ
 露營中警戒アル時ハ速ニ武装シ又銃ノ所ニ集リ命令ヲケレバ銃ヲ解カス

第九章 射撃學ノ摘要
 歩兵ハ村田銃ヲ以テ彈丸ヲ發射シ敵ヲ打殺スガ第一ノ務ナリ夫レ故ニ兵
 卒カ射撃ニ下手ナルノハ何ヨリノ耻トナルモノナリ射撃カ上手ニナルニ
 ハ左ノ學科ヲ善ク理解シ平常ノ豫行演習ニ念ヲ入レ實彈ヲ射ツ時ニ空デ
 撃ナイ様ニセナケレハナラヌ
 問 彈道トハ如何ナルモノカ
 答 彈丸ノ通ル曲タ線ヲ申シマス其形ハ石ヲ抛ケタトキ石カ高ク上ヘア
 カリテ下ヘ落ルト同様ナ形ヲナスモノデアリマス
 問 照準機トハ何カ
 答 照星ト照門ヲ申シマス
 問 照門ハ何ノ爲メニスルカ
 答 銃口チ上ケタリ下ケタリスルモノデアリマス銃口カ上レハ彈丸ハ遠
 クヘ飛テ行クモノデアリマス
 問 照準線トハ

答

照門ノ正中ヨリ照星頂ヲ見出シタ線デアリマス

問

物ヲ照準スルトハ如何ニナツタノヲ云フカ

答

物ノ下際ト照星頂ト照門ノ正中カ一ツ處ニ見ユル様ニナツタノヲ申

問

シマス

答

照星ヲ多ク見出スルハ彈着ハ何處へ行クカ

問

照星ヲ澤山見出スルハ彈着ハ何處ヨリ上ニ行ク

答

上ニ行ク理ハ照星ヲ澤山見出セハ銃口上ルカラテス

問

照星ヲ少ク見出セハ彈着ハ

答

彈着ハ下リマスナセナレハ照星ヲ低ク見レハ從テ銃口カ下ルカラ

問

テアリマス

答

銃身カ右ニ傾タ片ノ彈着ハ

問

右ノ下へ行キマス右へ行ク譯ハ銃身カ右へ曲レハ銃口ハ概タ方ニハ

答

向ヒテ居ラナイテ右ニ向ヒテ居リマスカラデス下へ行ク譯ハ例へハ

問

一寸ノ棒ヲ眞直ニ立テルトキハ其高サハ一寸アルケレハ曲ケテ立テ

問 答 問 答 問 答 問 答

ルトキハ其高サハ一寸無イト同シ事デ照尺ハ高ク掛ケテモ其實低イ
ト同シツレ故下リマス

銃カ左へ傾タトキハ

左下へ行キマス

照星カ通常ノヨリ低ケレハ彈着ハ

上リマス何故ナレハ通常ノ照星ヲ準フトキヨリカ銃口ナ上ケテハ

ナラナイカラテス

照門ノ右ヨリ照星ヲ見出シタ片ノ彈着ハ

右へ行キマス

照門ノ左ヨリ照星ヲ見出セハ

左ノ方へ行キマス

腔線トハ何様ナモノアヤ

銃身ノ内ニ穿ツタ溝ヲ申シマスコレハ彈丸ニ自轉動ヲサセル爲メテ

アリマス

問 風カ右ヨリ來レハ

答 左ノ方ニ行キマスコレハ風ノ爲メニ左へ彈丸カ吹き飛サル、カラテ

問 風カ左ヨリ來レハ

答 右方へ行キマス

問 風カ前ヨリ吹ケハ

答 彈丸ハ下リマスコレハ風ノ爲メニ彈丸ノ 勢カ弱クナルカラテス

問 風カ後ロカラ吹ケハ

答 上リマスコレハ彈丸カ風ニ吹き送ラル、カラテアリマス

問 風カ斜右前ヨリ吹ケハ

答 彈丸ハ左下へ行キマスコレハ横ヨリ來ル風ト前ヨリ來風カ一所ニク

問 ルト同シ譯ニナルカラテアリマス

答 風カ斜左ノ後ヨリ吹ケハ

問 右上ニ行キマス

問

太陽ガ射手ノ右側ニアツダ片ハ
右側ニアレハ左へ行キマスコレハ太陽ノ光リテ照星ノ右側ト照門ノ
左側トカ光リマシテ實物ヨリ大キク見イマス此大キク見ユル儘照準
シマスレハ照準ハ善ク出來タト思フテモ本當ノ照準線(即チ銃口)
ハ左ノ方へ着テ居マスソレ故左ニ行クノテス

問 太陽カ左側ニアレハ

答 彈丸ハ右へ偏避マス(其理由ハ前ト反對)

問 太陽直上ニアレハ

答 彈着下ル

問 氣候カ暑熱ノ片ハ

答 彈丸ハ上リマスコレハ空氣カ膨脹シテ稀薄ナリ彈丸ニ抵抗ル力カ弱

問 タナルカラテス

答 寒氣強キトキハ

問 下リマス(其理由ハ暑ト反對ナリ)

問 雨や雪ノ片ハ
答 下リマス其譯ハ空氣カ重イタメ彈丸ノ 勢カ弱クナルカラテアリマ

問 彈着ニ偏避ガデキタ片之ヲ修正スニハ
答 彈丸着タノト反對ノ處ヲ照準シマス

問 目標ノ下縁ヲ視フハ何故ナリヤ
答 銃ノ動搖ニヨリ銃口テ目標ヲ隠スコトカアリマス下ヲ視ヘハ其ノ氣支

問 ハアリマセヌノト照準ヲ 精確 スルタメテアリマス
答 右手ニテ銃把ヲ堅ク握ルハ何故カ

問 發射ノ片食 指ノ運動カ右手ニ傳ハリ手カラ肩ニ傳リテ偏避カ起ル
答 右肘ヲ上ルハ何ノ爲メカ

問 肩ヲ上ニ舉テ照準線ヲ限ノ高サニヤル爲メテス
答 左手ニテ銃ノ重点ヲ握ルハ

答 發射裝填ノ爲メノ疲勞ヲ減ラス爲メテス

問 両手ヲ以テ始終銃ヲ肩ニ固ク着ケルハ
答 容易ク反撞ニ堪ユ又銃ヲ確カリ持タセンガ爲メテス

問 膝射ノ姿勢ニテ左脚ハ眞直ニセラルベカラズ其譯ハ
答 左足カ前ノ方ニ傾ク片ハ身体モ前ニ曲リ照準ノ姿勢カ悪クナル

問 左脚後方ニ傾ケハ反撞ヲ支フルコトが出来ナイカラ眞直ニセナケレ
答 ハナラヌ

問 第十章 距離測量
一米突トハ日本ノ何尺アルヤ
答 三尺三寸三分ナリ

問 一米突ノ十分一テス則チ日本ノ三寸三分余テス
答 一珊知トハ
日本ノ三分三厘テス

問 距離測量ニ幾種アルカ
 答 三種アリ其一步測其二目測其三音測量テアリマス
 問 歩測法ハ
 答 此處ヨリ向マテノ間ヲ歩ンタ足ノ數ヲ測リマスモノテス
 但シ複歩ヲ用ユルナ良トス
 問 汝ハ百米突ヲ何複歩ニテフムヤ
 答 何十何歩テス
 問 目測法ハ
 答 物ノ能ク見ユルノトボンヤリスルノト又其大ト小トヲクテラマテ測リ
 マス
 問 百米突ノ距離ニ在テ兵卒ノ見ヘ方ハ
 答 鈕釦ヤ人相ヲ見分ルコカ出来マス若シヨク知テ居ル人ナレバ誰タト
 云フコガ分リマス
 問 二百米突ニテハ

答 顔ハ唯タ白紙ノ様ニ見イマス斗リテ口ヤ鼻カ分リマセヌ
 問 三百米突ニテハ
 答 頭ト胴トヲ見分クルコカ出来マス
 問 四百米突ニテハ
 答 頭ヲ見ルコカ出来ナイケレ其兩臂ハ之ヲ認ムルコカ出来ル
 問 五百米突ニテハ
 答 一人ノ進ンテクルカ向ヘ行クカ又ハ運動ヲ見分ルコカ出来ル
 問 六百米突ニテハ
 答 進退ハヨク分ラナイケレ其銃器ノ持方ヲ見分ルコカ出来ル
 問 照星ニテ立姿兵(一米突六十)ヲ全ク隠スコカ出来ルハ幾何ノ距離カ
 答 三百五十米突
 問 照星ニテ膝姿(一米突)兵ヲ全ク隠スハ幾何ノ距離カ
 答 二百三十米突
 問 太陽ニ向ヒテ物ヲ見ルコカ

答 距離カ遠ク見イマス是ハ物カハツキリト見エナイカラテス
 問 太陽チ背ニシテ物ヲ見ルハ
 答 距離ハ近ク見イマス之ハ物カハキリト見ユルカラテス
 問 馬首或ハ歩兵手足ノ運動ヲ認ムルハ幾何距離カ
 答 八百米突迄トス
 問 音響ニ依リ距離ヲ量ルノハ何テヤルカ
 答 口誦節調ト云フモノデ量リマス
 問 口誦節調ノ速度ハ
 答 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十トノ間三秒ニ十丈ケテ數ヒマス
 問 口誦節調ニ依テ距離ヲ測ルハ
 答 硝煙ヲ見ルトスクニ口誦ヲ始メマシテ音ノ耳ニ届クト口誦ヲ止メ其
 間ニ數ヘタ節調ノ數ニ依テ之ヲ知リマス例ハ五マテ言フタレバ五百
 米突テアサマス
 問 節誦數ノ數十チ越ルハ

答 別ニ又一ヨリ始メマス夜ナレハ銃カラ出ル火光ヲ見テヤリマス
 問 第十一章 定語
 答 縦隊トハ
 問 兵隊ノ諸隊前後ニ重ナルノチ申シマス列ヘハ中隊縦隊ヤ側面縦隊ノ
 様ナモノナリ
 問 先頭トハ
 答 隊ノ先頭ヲ云フ
 問 後尾トハ
 答 隊ノ後尾ヲ云フ
 問 横隊トハ
 答 兵隊ノ諸部隊重ナラスニ左右ニ並フノチ申シマス
 問 右翼トハ
 答 隊ノ右端ヲ申シマス
 問 左翼トハ

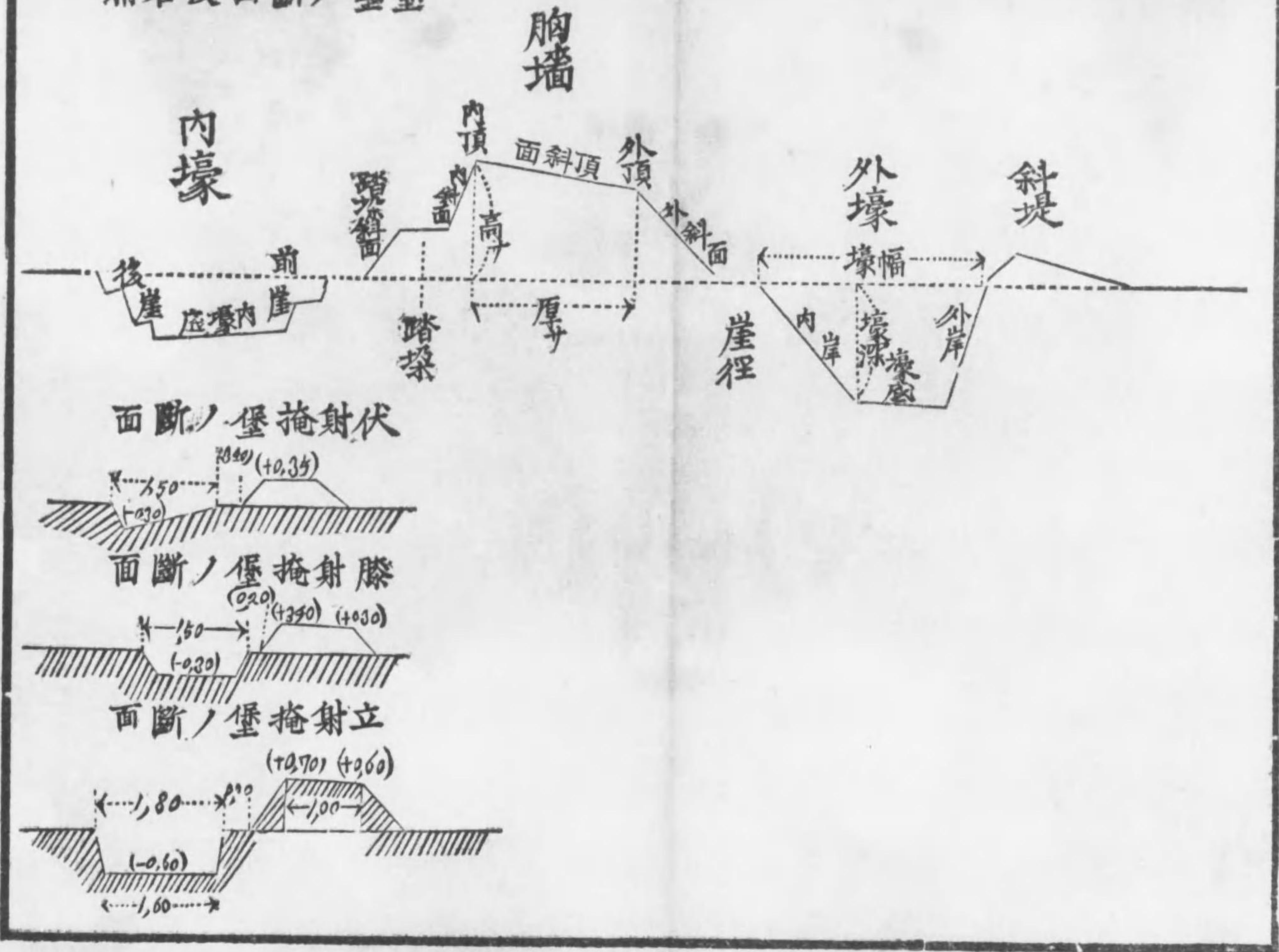
答 隊ノ左ノ端ノ方ヲ申シマス
 問 正面トハ
 答 兵隊ヲ以テ占領ル眞正面ヲ申シマス
 問 側面トハ
 答 兵隊ノ居ル右側又ハ左側面ヲ云フ
 問 間隔トハ
 答 二兵卒又ハ二ツノ隊ノ側ノ離リヲ申シマス
 問 距離トハ
 答 二部隊ノ間及ヒ二列ノ隔リヲ前後ニ測リタルモノヲ云フ
 問 想像敵トハ
 答 敵ノ居ル處ヤ兵ノ數ヲ只想像スル者ヲ申シマス
 問 假設敵トハ
 答 敵兵ヲ擬スルニ寡少ノ兵ヤ旗ヲ以テスルモノヲ云フ
 問 實設敵トハ

答 兩方トモ同ジ兵ノ數ヲ對抗運動スルモノヲ云フ
 第十二章 歩兵工作摘要
 問 歩兵ノ持ツ器具ノ種類ハ
 答 方匙、小十字鏡、手斧、關節鎗、テアリマス
 問 持シ器具ノ外ニ歩兵ノ使フ器具ハ
 答 大隊ニ馱載器具ト云フ者カアリマス夫レハ馬ニ馱ケテ輸ア者デス
 問 馱載器具ノ種類ハ
 答 圓匙、十字鏡、斧デアリマス
 問 携帶器具ノ附ケ方ニ二ツアリ如何
 答 一ツハ背囊ニ附ケ一ツハ帶革ニ附ケマス (但シ帶革ニ着ケルノハ敵
 リマス) (ニ近イテ作業スル時テア
 問 掩堡トハ如何ナルモノデ其種類ハ
 答 身裸チ蔽クシテ敵ヲ充分ニ射撃チスル爲メノモノテアリマシテ伏射
 掩堡、膝射掩堡、立射掩堡ノ三ツアリマス



問 駄載器具ヲ使フテノ作業スルハ工場ノ長サハ
 四米突ニテ圓匙三個ト十字銀一個ノ鉄ノ所ノ長丈ニアリマスコレヲ
 四人ニテ掘リマス
 携帶器具ヲ使フハ一人掘ル幅ハ
 一米突ニシテ方匙二倍テアリマス
 天然鹿柴トハ
 木ヲ其場所テ伐リ倒シテ障礙物トスル者ヲ云マス
 人造鹿柴トハ
 鹿柴ヲ造ル所ヘ木ヲ運シテ設ケタル者ヲ云イマス
 樹枝鹿柴トハ
 少サイ木ノ枝ヤ大キイ木ノ枝ヲ以テ造ル者ヲ云イマス
 鹿柴ハ何ノ用ナルカ
 道ノ上ヤ壕ノ向ヒノ岸ニ置キ敵ノ行進ヲ邪魔スルモノデアリマス
 鉄條網トハ

稱名及面斷ノ壘堡



問 答
 鹿柴ハ何ノ用チスルカ
 道ノ上ヤ壕ノ向ヒノ岸ニ置キ敵ノ行進ヲ邪魔スルモノテアリマス
 鐵條網トハ



答 少サイ杭ヲ鱗次ニ植ヘ縦横ハ斜メノ向キニ鉄ノ張金ヲ緩ク張タモノ

ナ云ヒマス

問 編條トハ

答 木ノ枝ヤ竹ニテ作りタ平ナル編物ヲ云ヒマス

問 東柴トハ

答 木ノ枝ヲ取りノケタルモノ又竹ヲ纏メテ一束トシ四ヶ所ヲ結ヒタル

問 モノヲ云ヒマス(長サハ二米突五十 經 一二十珊知米突)

答 少サイ木ノ枝ヤ竹ヲ以テ造リタル底ノナイ籠ヲ云ヒマス

問 編條東柴堡盤ハ何用ヲスルカ

答 急ナ所ヤ道ノ修理ヤ又橋ヲ架ケル等ニ用ヒマス

問 傳令使ノ心得

答 命令及報告ヲ傳フル兵ハ○出發前之ヲ復誦シユレヲ傳フル所ハ修飾ヲナ

シテハナリマセマ何故ナレハ口上ノ 誤ハ全軍ノ敗北ヲ來ス原因ト

ナレハナリ
 筆記ノ命令及報告等敵ニ奪ル、恐アルハ○土衣ノ適宜ノ處ニ積込殊ニ
 銃腔内ニ入ル、チ可トス
 使者上官ニ遇フハ○敬禮ヲ要セス
 命令ノ傳ヘ方ハ○必ス冒頭ニ何官殿何官ノ命令ト云ヒ其命令ヲ陳ヘマス
 又單ニ何官ノ命令トモ申スコトモアリマス
 筆記ノ命令報告ヲ持テ行クハ袋ノ印ニ就テハ○袋ノ(十)(十)(十)(十)
 ノ印ニ注意ス其(十)ハ速歩(十)ハ速歩ト驅歩(十)ハ驅歩ニテ
 行クヘキモノナリ
 徒歩傳令使ハ○性質敏捷ニシテ脚力強キヲ要ス
 報告ヲナスニ左右前後此方彼方ノ用ヒ方ハ○常ニ之ヲ用ヒマセン 東西
 南北ト云ヒマス
 右側左側右翼左翼ノ語○敵ニ向テ云ヒマス

附 錄

第一款 野外要務令摘要

軍ノ主トスル所ハ戰鬪ナリ故ニ ○凡百ノ事皆戰鬪ヲ以テ基準トナス全
 軍ノ獨立ハ其軍各分子ノ獨立ニアリ他ヲ補助セス又補助ヲ受ケス各隊
 各人皆自ラ其任ノ在ル所ヲ盡シ而シテ後全軍ノ一致協同得テ期スヘキ
 ナリ
 今日ノ軍制兵器歐洲諸國ニ倣フモ亦形而下ノ物ニ過キス皆頼ムニ足ラス
 然ルニ此ニ一ノ頼ムヘキモノアリ ○軍人精神即チ我固有ノ日本魂ア
 リ武士道アリ
 全軍ノ名譽ヲ宣揚スルニハ ○上將校ヨリ下一卒ニ至ル迄常ニ名譽心ヲ
 保有シ部下ハ上官ノ名譽ノ爲メ上官ハ部下ノ名譽ノ爲メ互ニ相助ケ相
 成シテ以テ全軍ノ名譽期スヘキナリ
 軍人ノ尤モ禁止スヘキモノニアリ ○曰ク爲サ、ルナリ曰ク遲疑スルナ
 リ
 演習ノ目的及利益ハ ○技藝ヲ巧ニシ膽氣ヲ壯ニス

軍人必須ノ性質ハ ○艱苦缺乏ニ耐ヘ且之ニ克ツニアリ
 師團ノ編成 ○通常師團司令部歩兵二旅團騎兵一大隊野戰砲兵一聯隊工
 兵一大隊並ニ大小架橋縱列各一個彈藥縱列一大隊輜重兵一大隊及野戰
 衛生部ヲ以テ編成ス師團獨立スルモハ之ニ野戰電信隊及兵站部ヲ屬ス
 報告ヲナスニハ ○報告者自ラ目撃セシトト他人ノ見聞セシトト他人ニ
 問フテ得タルトト又唯推測ニ係ルトトヲ判然區別スヘシ
 傳令騎兵トハ ○命令報告ノ傳達ノ爲メニ附屬セル騎兵ナリ
 徒歩傳令使ニハ ○脚力強健性質敏捷ナル下士卒ヲ要ス
 斥候ハ ○剛膽ヲ要スト雖モ亦不意ノ危害ヲ豫防スルコトヲ忘ルヘカラス
 故ニ人民ニ敵意アル地方ニ於テハ大ナル住民地ヲ再ヒ通過セス又村落
 ニハ長ク躊躇スヘカラス
 警戒隊トハ前衛側衛後衛等ヲ云フ其任務ハ ○全軍ノ爲メ不意ノ襲撃ヲ
 防禦シ本軍ヲシテ必要ノ命令ヲ下シ且之ヲ實行スルノ時間ヲ得セシム
 ルニアリ

前衛ノ任務ハ ○本軍ニ展開ノ時間ヲ與ヘ且僅少ノ障礙ヲ除去シ以テ本
 軍ノ行進ヲシテ澁滞ナカラシムルニアリ
 搜索ノ周到ナルハ ○警戒ノ主要ナル原則トハ
 側衛ハ ○時ノ形勢ニ應ジテ前兵或ハ前衛本隊ヨリ分遣シ或ハ直チニ本
 隊ヨリ分遣ス
 前哨本隊ニ在ル兵卒ハ ○通常背囊ヲ卸ス其他本隊ノ全部若クハ其一部
 又銃線ノ側ニアルヘキカハ前哨司令官ノ定ムルモノナリ
 前哨中隊ニハ特別ノ番号ヲ附スルコトナク ○各其中隊ノ番号ヲ稱スルモ
 ノトス
 前哨中隊ハ ○背囊ヲ卸ス然レモ其一部ハ常ニ又銃線ノ側ニ在リテ戰備
 ヲ怠ルヘカラス而シテ任務ノ爲メカ又ハ上官ノ許可ナクシテ其位置ヲ
 離ル、ヲ許サス
 特別ニ重要ナルカ或ハ甚タ危殆ノ地及查哨ニハ ○必ス下士哨ヲ用フ
 小哨ノ又銃ハ ○歩哨ノ交代兵中同時ニ交代スヘキ者及各斥候毎ニ之ヲ

爲シ以テ他ノ者ニ拘ラス之ヲ取り得ヘカヲシム
 小哨ノ兵ハ ○小哨長ノ命令ニ依リ背囊ヲ卸ス然レモ彈藥盒及水筒ハ各
 自身ニ纏フヘシ任務ノ爲メカ或ハ許可ナクシテ小哨ヲ離ルヘカラス
 步哨特別守則 ○步哨ノ番号隣步哨ノ位置及其番号查哨小哨中隊ノ位置
 此各位置ニ至ル捷徑 前方ニ進メタル部隊ノ位置 監守スヘキ方地及
 敵情ノ目ニ觸ル、村落等ノ名稱 其他銃ノ携方 隣步哨トノ連絡ノ仕
 方 背囊ヲ卸スヘキ方否 喫烟ハ如何等トス 其ノ中、若シヤ、若シヤ
 斥候勤務ニ要スル所ノ性質四アリ ○慧敏熱心沈着剛膽是レナリ蓋シ慧
 敏ナル者ハ未ダ知テサルノ地ニ於テ能ク其地形方位及道路ヲ知リ熱心
 從事スル者ハ久シキニ耐ヘ勞ヲ覺イス沈着及剛膽ナル者ハ不意ノ事ニ
 驚カス如何ナル危險ニ際スルモ猶能ク脱逸ノ方法ヲ求メ得ルモノナリ
 獨立下士哨トハ ○小哨ノ小ナルモノニシテ其任務及動作モ亦小哨ト同
 一ノ原則ニ從フモノトス此下士哨ハ步哨線前ニ出シ主要ナル地点ヲ固
 守スルコアリ ○本軍ニ屬シ、其ノ間ニ一、二哨ヲ置キ、其ノ間ニ一、二哨ヲ置キ、

行李ニ大小二種アリ ○大行李トハ宿營間必要ノ物品ニシテ小行李ハ戰
 闘間必要ノ物品ヲ云フ
 歩兵一大隊ノ小行李ハ ○副馬二頭 衛生材料駄馬一頭 彈藥駄馬十八
 頭 彈藥駄馬一頭ニ二箱ヲ駄載シ一箱ノ彈數ハ一千二百發宛 其彈數
 ハ四萬三千二百發ニテ一銃ニ付五十發宛デアリマス 工具駄馬二頭
 歩兵大隊ノ大行李ハ ○荷物駄馬九頭 炊具駄馬八頭 糧秣駄馬十三頭
 豫備駄馬二頭
 彈藥縱列トハ ○歩兵砲兵ノ豫備彈藥ヲ運搬スルモノヲ云フ而シテ彈藥
 縱列一大隊ハ歩兵彈藥二縱列 砲兵彈藥三縱列ヨリ成ル 歩兵二縱列
 ノ有スル彈藥ハ八十八萬三千二百發トス
 糧食縱列トハ ○軍隊ノ携行糧食ヲ運搬スルモノニシテ各兵ニ三日分宛
 供用セシメ得ヘシ
 大小架橋縱列トハ ○工兵隊ノ架橋材料ヲ運搬スルモノニシテ小架橋縱
 列ハ巾二米突五十長三十六米突ノ架橋ヲナシ大架橋縱列ハ長九十六米

突ノ橋ヲ架シ得ヘシ

人馬ノ給養法ニ五種アリ ○宿舎給養 倉庫給養 携帶糧秣給養 縦列

給養 徵發給養是ナリ

戰時出戰軍ニ属スル兵卒一日ノ食量ハ ○精米六合食糧或ハ梅干及魚菜

若干トス

軍隊ノ携行糧食ハ ○携帶口糧二日分 大行李一日分 縦列三日分合セ

テ六日分トス

携帶口糧トハ ○軍隊屯營ヲ出發スル時ヨリ各人豫備糧食トシテ携帶ス

ヘキモノニシテ其量一日分精三合食糧若干トス又時トシテ之ニ代フル

ニ乾麵包或ハ精米ヲ用ユルコトアリ此口糧ハ非常ノ場合ト全ク他ニ給養

法ナキ時ノミニアラサレハ之ヲ用フル能ハス若シ此禁ヲ犯スモノハ嚴

罰ニ處セラル

各隊ニ衛生勤務ノ人員即チ ○軍醫看護長看護手ヲ備フ其他中隊ニ補充

擔架卒アリ

補助擔架卒ハ戰鬪ヲ開クマテ中隊ノ列中ニアリ假纒帶所ヲ設クルル命令

ニ依リ勤務ニ從事スルモノトス

纒帶所ノ標示ハ ○赤十字ノ標旗ヲ植テ(外征ニ在テハ國旗ト共ニ)夜間

ハ更ニ赤色ノ燈ヲ掲ク

赤十字社トハ ○文明諸國會盟シ戰地ニ於テ患者ヲ救護スルノ方法ヲ定

メ被我ノ別ナク殘酷ノ取扱ヲナサ、ルノミナラス傷病者ヲ救助スル人

員及器具ニ對シテハ互ニ保護ノ義務ヲ盡スコト盟約タル結社ヲ云フ

赤十字社ノ標章ハ ○白地ニ赤十字ヲ識セルモノナリ

赤十字條約解釋

往昔ハ戰爭トイヘバ敵ヲ殲シ財産ヲ掠メテ尙ホ飽クユト無カリシガ人智

開ケ法律整フニ隨イテ戰爭ノ主義モ亦共ニ改マリ敵ト雖トモ我ニ抗敵フ

心ヲ減シ其力ヲ失ヘバ即チ之ヲ敵視スルコトナシ故ニ彼我對戰スルモ彼

ニ於テ兵器ヲ棄テ又ハ抗敵フ状態ヲ止ムル時ハスナハク之ヲ敵ト看做サ

ルヲ法トス是ニ於テ文明諸國盟約シ戰地ニテ互ニ患者負傷者並ニ病者ヲ總稱ス

救ヒ助クル方法ヲ定メ其同盟ノ國々ハ相互ノ間不幸ニシテ戰爭ヲ開キ軍人傷ヲ受ケ敵地ニ在ル事アルモ殘酷ノ扱ヲ受ケズ却テ其尊敬救護ヲ受ルニ至レリ我

皇帝陛下ハ我軍人軍属ヲシテ此幸福ヲ享ケシメントノ 聖慮ヨリ遂ニ昨年六月五日ヲ以テ此條約ニ同盟アラセラレ我政府ハ昨年十一月十五日ヲ以テ全國ニ其勅令ヲ公布シタリ實ニ我軍人軍属ノ一大幸福ニシテ我國ノ品位ヲ進メタルユトモ亦大ナリト謂フヘシ 軍律整ハズ文明ノ程度低ク殺トスル未開國ノ如キハ此赤十字ノ盟約ニ入ル事ヲ許サレズ然レバ敵ニ於テ我患者ヲ扱フユト此ノ如クナレバ我モ亦其心得ナカルベカラズ若シ此心得ナク萬一此條約ニ反ケル行爲アル時ハ畏クモ

皇帝陛下ノ至仁至慈ナル 聖慮ニ乖キ國ノ品位ヲ墜スノミナラス自己ノ身ニ自ラ刀ヲ加フルニ齊シキ道理ナレバ深ク慎ザル可ラス扱其心得トテハ前ニ述タルコトヲ心ニ銘シ即チ相戦フモ敵己ニ抗戦スル力ナキ時ハ決シテ之ヲ敵ト視ルベカラズ例之ハ戰酣ニシテ互ニ接戦奮闘スル中敵我爲

ニ傷ケラレ兵器ヲ棄テ退カバ復ビ之ニ兵器ヲ向ケス又ハ我兵敵陣ヲ破リ其敗走スル者ヲ追撃スル時敵若シ患者ヲ遺シテ退カハ其患者ニハ銃劍ハ勿論侮辱ヲモ加ヘス且ツ之ニ向テ互ニ軍人タルノ禮義ヲ正クシ尊敬ノ意ヲ表スヘシ又醫官看護長卒及ヒ擔架卒ハ此等ノ患者ヲ見ハ速ニ之ヲ救助運搬シ彼我ノ別ヲ無ルヘシ此心掛ハ唯ニ交戦中ノミニ非ス進軍又ハ退軍ノ時ニテモ總テ赤十字ノ標章アルモノニハ特ニ此尊敬保護ノ意ヲ忘ルヘカラス故ニ凱旋ノ際ナド渡船場停車場等ニ於テ夥多ノ軍人集ル時先ヅ患者ヲシテ第一ニ其場所ヲ通過セシムル等皆此意ニ基ク者ナリ

此條約ニ同盟シタル國ハ患者ヲ救護スル爲ニ設クル人員家屋器具ニハ赤十字ノ標章ヲ附ケ此赤十字ノ標章アルモノハ惣テ局外中立ノ待遇ヲ受クルモノトス局外中立トハ敵ニモアララス身方ニモアララス全ク彼我ニ關係ナキ者ヲ謂フナリ

此赤十字ノ標章ノ原由ハ最初此條約ヲ締結セシ場所瑞西國ヂュネーヴ府ナリシヲ以テ其國ノ旗章ニ象ドリ 瑞西國ノ旗章ハ赤地ニ白ノ十字ナリ故ニ其裏ヲ取リテ白地ニ赤ノ十字ヲ畫ク

遂ニ此社及ヒ此條約ニ名ツクルニ皆赤十字ヲ以テスルニ至レリ
 此赤十字條約ハ西曆千八百六十四年即チ我が元治元甲子ノ年八月ニ瑞西
 國ヤコチーヴ府ニ於テ瑞西等十二ヶ國ノ會議ニテ成立シ赤十字社ヲ同府
 ニ置キ他ノ同盟各國ニ各支社ヲ設ケタリ
 戰時人員並ニ物件ニ附スベキ此赤十字ノ標章ハ一定ノ軍解ニ於テ開戦ノ
 前ニ渡スモノトス縱ヒ軍人ノ負傷救護ニ從事スル者ナリトモ各自勝手ニ
 之ヲ附スルコトヲ嚴禁ス若シ恣ニ此赤十字ヲ附スル時ハ此貴重ナル標章
 チシテ却テ無効ノモノタラシムニ至ルガ故ナリ深ク注意スヘキコトツカ
 シ今此條約ノ趣意ヲ明瞭ナラシメン爲メ左ニ我
 皇帝陛下ノ此條約ニ加盟シタマヒタル約定書ヲ掲ケ其各條ノ末ニ小解ヲ
 加ヘタリ雙方ヲ參照シテ有難キ 聖意ノ程ヲ感戴スヘシ
 夫レ已ニ我 皇帝陛下ノ加盟アラセラレタレバ即チ我全國ノ人民皆之ニ
 加盟セシモノナリ然レバ一人モ此盟ニ背クヲ得ス殊ニ軍人タルモノハ此
 ノ規約ヲ一層嚴密ニ守ルヘキ責任アルモノナリ

明治三十年三月
 勅令寫
 朕西曆千八百六十四年戰時負傷者ノ不幸ヲ救済スル爲メ瑞西國外十一國
 ノ間ニ締結セル赤十字條約ニ加入シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

- 内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 井上馨
- 陸軍大臣 伯爵 大山巖
- 海軍大臣 伯爵 大山巖

西曆千八百六十四年八月二十二日瑞西ヤエチーヴ府ニ於テ瑞西國外
十一國ノ間ニ締結セル赤十字條約加盟書

日本皇帝陛下ハ軍隊出陣負傷者ノ狀態改良ノ件ニ關シ千八百六十四年八月二十二日ヤエチーヴニ於テ瑞西聯邦ハート大公殿下、白耳義皇帝陛下、丁抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、佛蘭西皇帝陛下、ヘッス太公殿下、伊太利皇帝陛下、和蘭皇帝陛下、葡萄牙及アルガルブ皇帝陛下、普魯士皇帝陛下、ヴェルタンベール皇帝陛下ノ間ニ締結セシ左ノ條約ヲ識認ス

第一條

戰地假病院及ヒ陸軍病院ハ局外中立ト見做シ患者若クハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戦者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ

但戰地假病院及ヒ陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ル時ハ其局外中立タルノ資格ヲ失フモノトス

○戰地ニ設ケタル繙帶所并ニ病院ヲハ局外中立トシ此所ニ於テ患者ヲ治療スル間ハ假令彼我ノ分チアルモ其繙帶所及ヒ病院等ニ向テ打入發

砲スル事ヲ禁スルハ勿論更ニ親切ヲ盡シ保護尊敬スベキモノトス但シ其繙帶所及ヒ病院ニ外襲ヲ衛ルガ爲ニ兵隊ヲ置ケハ忽チ局外中立ノ資格ヲ失フモノトス是レ言チ防衛ニ托シテ攻守ノ用ニ供スル兵ヲコ、ニ置カンコトヲ慮リテ豫メ之ヲ防ケルナリ但シ其患者取締ノ爲ニ些少ノ風紀衛兵ヲ置クハ妨ナシ

第二條

戰地假病院及ヒ陸軍病院ニ於テ任用スル人員即チ監督員、醫員、事務員、負傷者運搬員、并ニ説教者ハ各其本務ニ従事シ且ツ負傷者ノ入院スヘク若クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス

○繙帶所及ヒ病院ニ於ル醫官、藥劑官、監督員、事務掛、看護人、患者運搬人及ヒ説教者救護私社員我國ノ博愛社等ハ患者ニ就テ各自其職務ヲ盡ス間ハ局外中立ノ資格ヲ受ルモノナリ例之ハ己ニ繙帶所又ハ病院等敵ノ占領地トナリタル時モ右ノ人々患者救護ニ従事シ居ル間ハ敵ニ擒トセラル、コトナク敵モ之ヲ擒トスルコトヲ得ザルナリ故ニ此際

ニ於テハ敵地ニアルモ少シモ懸念ナク十分患者ノ保護ニ心ヲ盡スベク
又敵軍モ之ヲ護衛シテ患者ノ保護ニ力ヲ盡サシムルモノナリ

第三條

前條ニ掲ケタル各員ノ從事スル戰地假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領
ニ係ルト雖モ各員ハ依然其本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其屬スル隊ニ
再ヒ加ハル爲メ退去スルコトヲ得ヘシ

前項ノ場合ニ於テ各員其職ヲ罷ル時ハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送
致スヘシ

○第二條ニ示シタル人員ハ其居ル繙帶所又ハ病院ガ敵軍ニ圍マレタル
時ト雖モ其儘安心シテ職務ヲ執ルコトヲ得ベク又夫々患者ノ處置ヲ畢
リテ味方ノ軍ニ歸ラントスル時ハ其趣ヲ先ツ敵軍ニ申出セハ其護送ヲ
受ケテ味方ノ前哨ニマテ歸ルナリ

第四條

陸軍病院ノ器具什物等ハ交戰條規ニ從テ處置スヘキモノナリ故ニ該病院

附屬ノ各員ハ其退去ノ際各自ノ私有品ヲ除クノ外爾餘ノ物品ヲ攜帶スル
コトヲ得ス

但戰地假病院ハ前項ノ場合ニ於テモ其器具什物等ヲ保有スルコトヲ得
○此條ハ病院ト繙帶所トノ區別ヲ明ニセシモノナリ凡ソ病院若シ敵軍
ニ圍マレ又ハ敵ノ占領地トナル時ハ其病院并ニ治療器械、藥劑、傷者
運搬具等ハ占領軍ノ法ニ據リテ處置セラレ其病院附ノ人々ハ身方ノ軍
ニ歸ルヲ得ルモ其際只各自ノ私有品ノミヲ持テ飯ルベク決シテ前ニ述
タル諸器械ヲ持テ歸ル事ヲ得ザルナリ然ルニ戰地假病院ハ戰地假病院ト
フナハ病院ト同シカラズ假令敵ニ圍マレ又ハ敵ノ占領地トナル時ト雖
モ悉皆元ノ資格ヲ有スル故ニ其人ト物ト共ニ進退シテ妨ナシ

第五條

負傷者ヲ救助スル土地ノ住民ハ侵スコトヲ得ス且ツ之ヲシテ其自由ヲ得
セシメサルヘカラス

交戰國ノ將官ハ住民ニ慈善ノ舉ヲ懲瀆シ且ツ慈善ノ舉ニ依テ局外中立ヲ

ルノ資格ヲ有スルコトヲ得ヘキ旨ヲ豫告スルノ責アルモノトス
家屋内ニ負傷者ヲ接受シ之ヲ看護スル時ハ其家屋ヲ侵スコトヲ得ス又自
己ノ家屋ニ負傷者ヲ接受スル者ハ戰時課税ノ一部ヲ免カレ且ツ其家屋ヲ
軍隊ノ宿舍ニ供用スルコトヲ免カルヘシ

○總テ患者ヲ救助護看セル其土地ノ人民ヲバ特ニ之ヲ憐ヒ彼等ガ戰地
ヨリ傷者ヲ連レ歸リ又ハ看護セントスル時ハ其事ヲナスニ十分ノ自由
ヲ與セシムベシ

司令官ハ開戦ノ前ヨリ其交戰地方ノ人民ニ對シ患者救護ノ最モ慈善ナ
ル事及ビ之ヲ行フモノヲバ局外中立ニ認ムベキ事等ヲ其交戰地方ノ人
民ニ廣告シ患者救護ノ學ヲ勸奨シ其懇情ヲ褒賞スル等ノ任務アル者ト
ス

戰地ノ人民若シ負傷者ヲ我家ニ引受ケ看護スル時ハ其家ハ敵ヨリ侵
ル、コトナク又身方ヨリモ戰時ノ税ヲ課セラル、コト無ク其家ヲ軍隊
宿泊ノ用ニ充ラル、事ヲ免ル、等種々ノ利益アルモノナリコレ即チ局

外中立ノ利益ナレバ戰時司令官タル人ノ豫メ能ク其地方人民ニ示スベ
キ事項ナリ

第六條

負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何國ノ屬籍タルヲ論セス之ヲ接受シ看
護スヘシ司令長官ハ戰中ニ負傷シタル兵士ヲ速ニ敵軍ノ前哨ニ送致ス
ルコトヲ得但右ハ其時ノ狀勢ニ於テ之ヲ送致スルコトヲ得ヘク且ツ兩軍
ノ協議ヲ經タル場合ニ限ルモノトス

治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ其本國ニ送還スヘシ

又其他ノ者ト雖モ戰中再ヒ兵器ヲ帶ヒサル旨盟約シタル者ハ其本國ニ
送還スヘシ

患者負傷者退去スル時ハ其之ヲ率フル人員ト共ニ完全ナル局外中立ノ取
扱ヲ受クヘシ

○軍人ニテ傷ヲ受ケ或ハ病ニ罹リタル者ハ敵味方ノ差別ナク其屬籍ノ
何ノ國ナルニモ拘ハラズ皆之ヲ助ケ救護スヘシ

司令官ハ戰爭中敵ノ患者ノ運搬シ遣サレタル者アレバ速ニ之ヲ敵ノ前哨ニ送り遣シテ妨ナシ但シ此事ハ其時ノ都合ニ依ルベシ又彼我兩軍此事ニツキ豫テ協議濟ノ場合ニ限ルヘシ

敵ノ患者ヲ我軍ニテ治療シタル時此後兵役ニ堪ズト認定セシ其ハ其本國ニ送還スヘシ又兵役ニハ堪ユベキ者タリトモ其戰爭中再ヒ兵器ヲ執ラスト誓約スル者ハ之ヲ還スモ妨ナシ

本國ニ還ル患者ニ附副タル護送人ハ患者ト共ニ十分ナル局外中立ノ資格アアルモノトス

第七條

陸軍病院戰地病院並ニ患者負傷者退去ノ標章トシテ特定一樣ノ旗章ヲ用ヒ且ツ其傍ニ必ス國旗ヲ掲クヘシ

局外中立タル人員ノ爲ニ臂章ヲ裝附スルコトヲ許ス但其交附方ハ陸軍官衙ニ於テ司ルヘシ

旗及ヒ臂章ハ白地ニ赤十字形ヲ畫ケルモノタルヘシ

○病院繙帶所並ニ患者ノ立テ退ク時ハ之ヲ明ラカニ示サン爲メ傍ニ國必ズ白地ニ赤十字ヲ畫シ旗ヲ立テ尙ホ其旗ヲモ掲グベキモノトス

局外中立ノ資格ヲ得テ其取扱ヲ受ヘキ人員即チ病院醫官、藥劑官、監督員、事務掛、看護人、傷者運搬人、説教者、及ヒ救傷會社員ニハ陸軍省ヨリ特別ニ免許シテ白布ニ赤十字ヲ畫キタル臂章ヲ其臂ニ着ルコトヲ得セシムヘシ

第八條

此條約ノ實施ニ關スル細目ハ交戰軍ノ司令長官ニ於テ其本國政府ノ訓令ニ從ヒ且ツ此條約ニ明示シタル綱領ニ準據シテ之ヲ規定スヘシ

○此十ヶ條ノ條約ヲ實地ニ行フ手續キノ細キ規則ハ戰時ニ臨ミ司令官ニ於テ其政府ノ訓令ニ從ヒ且此條約ノ綱領ニ就テ定ムヘキモノトス

第九條

此締監各國ハ「ヂユチーヴ」會議ニ全權委員ヲ派遣セサリシ政府ニ此條約ヲ示シ其加盟ヲ請フコトヲ約諾セリ因テ之カ爲メ議事録中餘白ヲ存ス